第5期 春日部市障害福祉計画

2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）

2018年（平成30年）3月

春　日　部　市

目　次

第１ 計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
４　計画の策定体制及び策定手法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第２ 障がいのある人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
１　障がいのある人を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２　障害福祉事業所等へのアンケート調査 ・・・・・・・・・・・・・・ 11
第３ 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
３　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
４　2020年度（平成32年度）の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 ・・ 13
(1)　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・・ 13
(2)　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・ 14
(3)　地域生活支援拠点等の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(4)　福祉施設から一般就労への移行 ・・・・・・・・・・・・・ 15
(5)　障害児支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・ 17
第４ 障害福祉サービスの将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
１　障害者総合支援法に基づくサービス・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(1)　自立支援給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(2)　地域生活支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(3)　自立支援協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
２　障害福祉サービスにおける見込み量・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(1)　訪問系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(2)　日中活動系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(3)　居住系サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(4)　相談支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(5)　地域生活支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(6)　その他市の福祉事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
(7)　自立支援協議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

３　児童福祉法に基づくサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
４　児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の見込み量 69
⑴　児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
⑵　医療型児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
⑶　放課後等デイサービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
⑷　保育所等訪問支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
⑸　居宅訪問型児童発達支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
⑹　障害児相談支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
⑺　その他の障害児支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
第5 計画の調査、分析及び評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
１　策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
２　策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
３　春日部市自立支援協議会要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
４　春日部市自立支援協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・ 84
５　春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会要綱　・・・・・・・ 85
６　障害福祉事業所等へのアンケート結果について　・・・・・・・ 86

第１　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

２０１３年（平成２５年）４月に、障がいのある人もない人も地域社会における共生の実現に向けて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この法律は、それまでの「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、法の基本理念を定めるとともに、障がいのある人の定義を難病と発達障害まで拡げています。

本市では、2006 年度（平成１８年度）に「障害者自立支援法」の施行に伴い、障害福祉サービスなどの体系が再編されたことから、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第１期春日部市障害福祉計画」を策定し、以降３年ごとに計画を見直して、障害者福祉の充実に向けた取り組みを行っています。

また、２０１３年度（平成２５年度）には、障がいのある人のための施策に関する基本計画である「第３期春日部市障害者計画」を策定して、障害者施策の一層の推進を図っています。この基本計画は、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして　～地域社会における共生の推進～」を基本理念とし、「すべての市民が安心できる障がい者施策の推進」、「障がいのある人の意思を尊重し、自立して暮らせる地域づくり」、「市民と行政が共に支え合う、市民との協働の推進」を柱として、障がいのある人もない人も地域の中で安心して暮らせる社会づくりを目指すための計画としています。

障害者福祉に求められるニーズは、今後さらに多様化し、新たな課題への対応が求められることから、それに係るサービス量についても絶えず見直しを行いながら、着実に障害者福祉施策を進めていかなければなりません。

このようなことから、第４期計画の進捗状況などの分析、評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理するとともに、上位計画である「障害者計画」との整合を図りながら、2020 年度（平成３２年度）を目標とした「第５期春日部市障害福祉計画」を策定しました。

２　計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく「市町村障害福祉計画」及び 2018 年（平成３０年）４月１日に施行される児童福祉法第３３条の２０に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定するものであり、障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める計画です。

なお、障害者基本法第 11 条第３項に基づき２０１４年（平成２６年）３月に策定された「第３期春日部市障害者計画」は、障がいのある人のための施策に関する基本計画で、本計画の上位に位置するものです。

・障害者基本法　第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

・障害者総合支援法　第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

・児童福祉法　第 33 条の 20 （2018年（平成30年）4月1日施行）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

国の計画、埼玉県の計画及び市の総合振興計画との関係

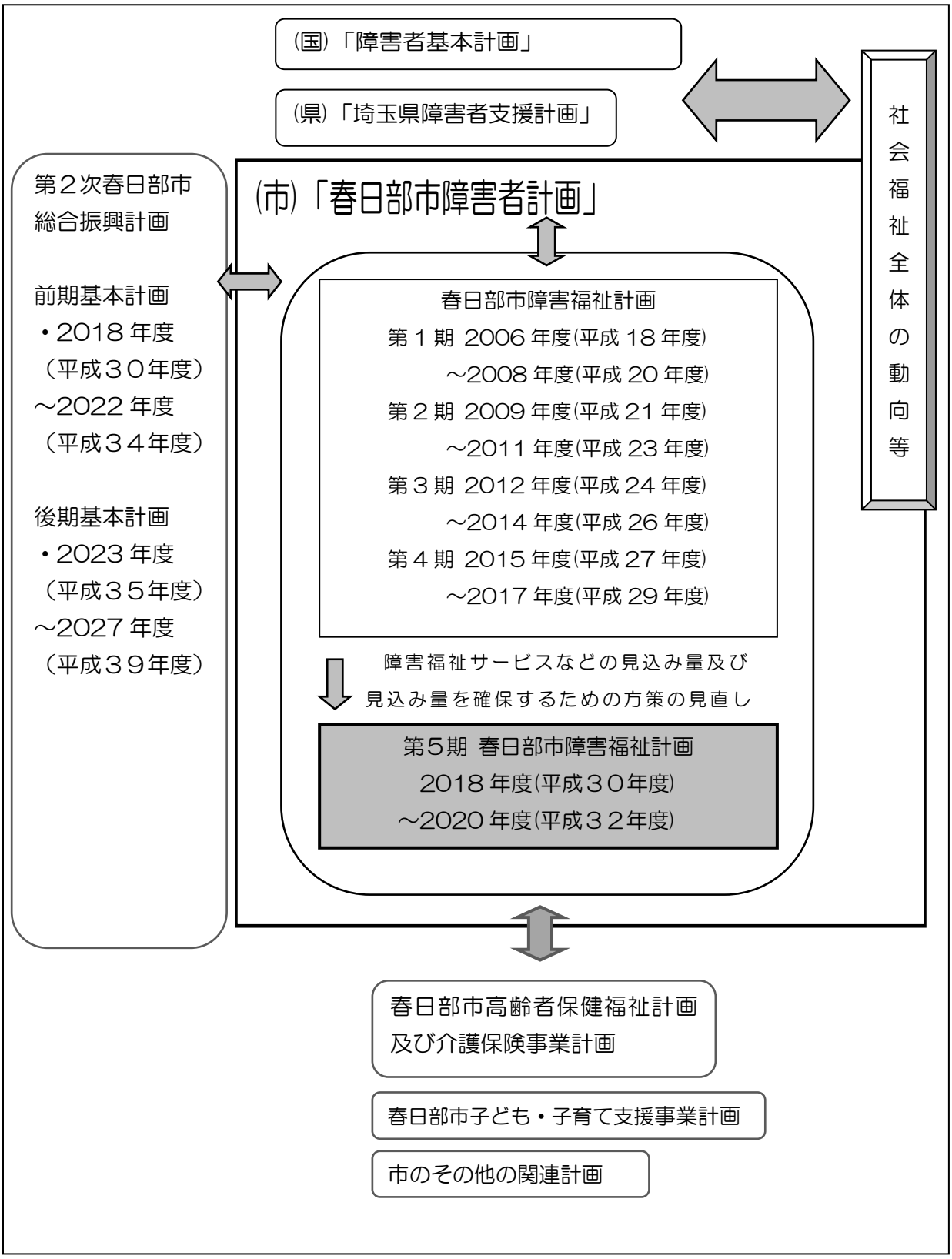

３　計画の期間

「春日部市障害福祉計画」の計画期間は、３年を１期とします。

「第５期春日部市障害福祉計画」は、2020 年度（平成 32 年度）を目標年次とし、計画の期間は、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの３年間です。

４　計画の策定体制及び策定手法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、関係機関、関係団体などのご意見をいただくとともに、これまでの実績などを分析し、それらを計画に反映させるため、以下の体制（資料編参照）及び手法により実施しました。

(1) 春日部市自立支援協議会の参画

春日部市自立支援協議会（障害者総合支援法第８９条の３第１項の規定により、障がいのある人を支援するためのネットワークとして、障害者福祉に関係する機関及び団体から選出された委員及び公募委員で構成された組織）において、さまざまな角度からご意見をいただきました。

(2) 春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会の設置

市役所内部においては、障害者施策に関係する課の職員で組織する「春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会」を組織し、協議、検討を行いました。

(3)障害福祉関係事業所等へのアンケート調査

障害福祉サービスを提供する事業所に対し、アンケート調査を行いました。

(4) サービス提供実績の集計及び分析

第４期計画期間中である、2015 年度（平成 27 年度）及び 2016 年度（平成 28 年度）のサービス利用実績と、2017 年度（平成 29 年度）利用実績見込みを集計、分析することで、本計画の見込み量としました。

(5) 市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見を求めるために、市民意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

第２　障がいのある人の状況

１　障がいのある人を取り巻く状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付を受けている人は、2017 年度（平成 29 年度）は 7,320 人となっており、2014 年度（平成 26 年度）以降ほぼ横ばいとなっています。

なお、手帳の等級では「１級」が最も多く、次いで「４級」の順となっています。

また、年度ごとの推移をみると、特に重度の人の数が増加しているのが特徴です。

○　身体障害者手帳所持者数の推移

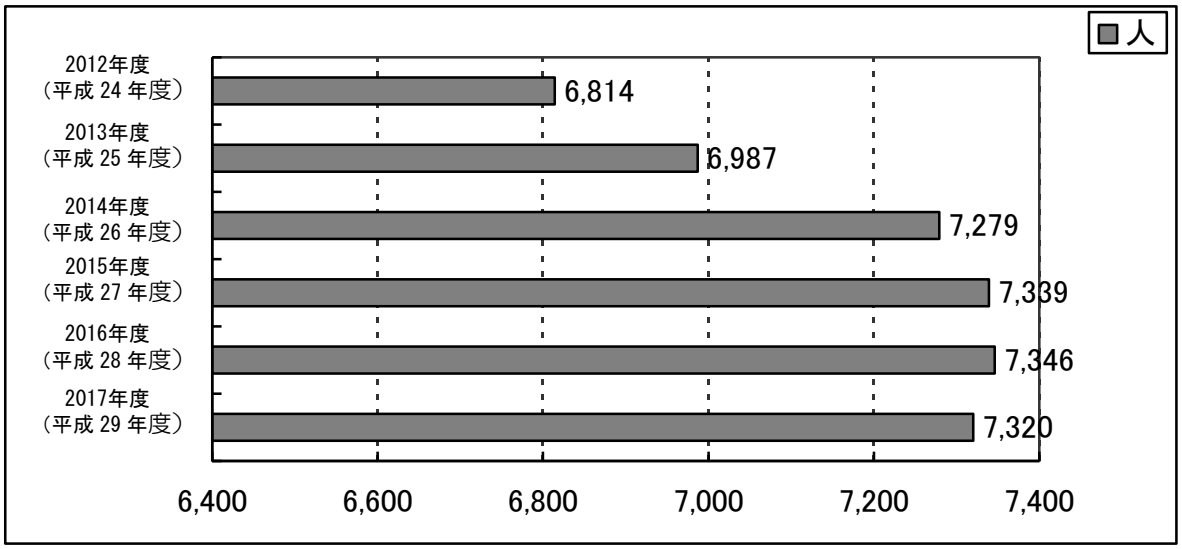

（人）

年　度	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
2012年度（平成24年度）	6,814	2,431	1,024	1,221	1,472	366	300
2013年度（平成25年度）	6,987	2,489	1,045	1,235	1,538	366	314
2014年度（平成26年度）	7,279	2,583	1,056	1,293	1,644	373	330
2015年度（平成27年度）	7,339	2,620	1,056	1,314	1,639	371	339
2016年度（平成28年度）	7,346	2,674	1.033	1,272	1,639	380	348
2017年度（平成29年度）	7,320	2,715	1,020	1,210	1,640	385	350

各年度４月１日現在

※国の基準で、身体障害者手帳の等級について障害の種類別に重度の側から１級・２級・３級・４級・５級・６級の等級が定められています。

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付を受けている人は、2017 年度（平成 29 年度）は 1,683 人となっており、2012 年度（平成 24 年度）と比較すると 321 人増加しています。（年平均、約 64 人増加）

また、手帳の等級では、「C」が最も多く、次いで「B」が多くなっています。

○　療育手帳所持者数の推移

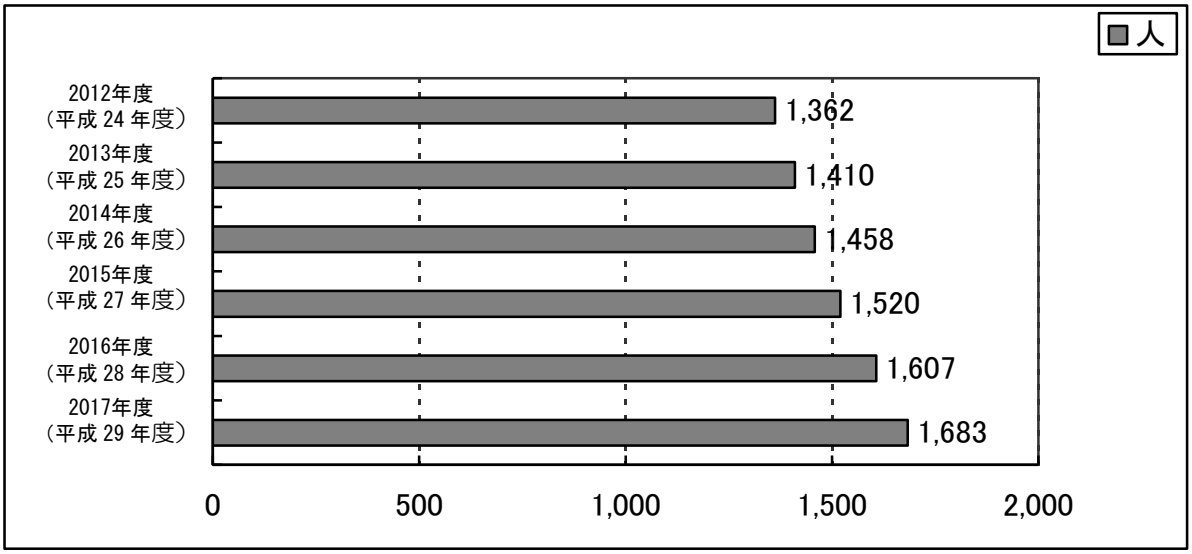

（人）

年　度	総数	Ⓐ	A	B	C
2012年度（平成24年度）	1,362	307	334	403	318
2013年度（平成25年度）	1,410	318	339	409	344
2014年度（平成26年度）	1,458	318	342	434	364
2015年度（平成27年度）	1,520	327	347	448	398
2016年度（平成28年度）	1,607	340	352	470	445
2017年度（平成29年度）	1,683	354	363	480	486

各年度４月１日現在

※埼玉県の基準で、療育手帳の等級について重度の側からⒶ、A、B、Cの等級が定められています。

⑶ 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、2017 年度（平成 29 年度）は 1,732 人となっており、2012 年度（平成 24 年度）と比較すると、605 人増加しています。（年平均、約 121 人増加）

また、手帳の等級では、「２級」が最も多くなっています。

なお、自立支援医療（精神通院）支給認定を受けている人は、2017 年度（平成 29 年度）は 3,279 人となっており、2012 年度（平成 24 年度）と比較すると、641 人増加しています。（年平均、約 128 人増加）

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

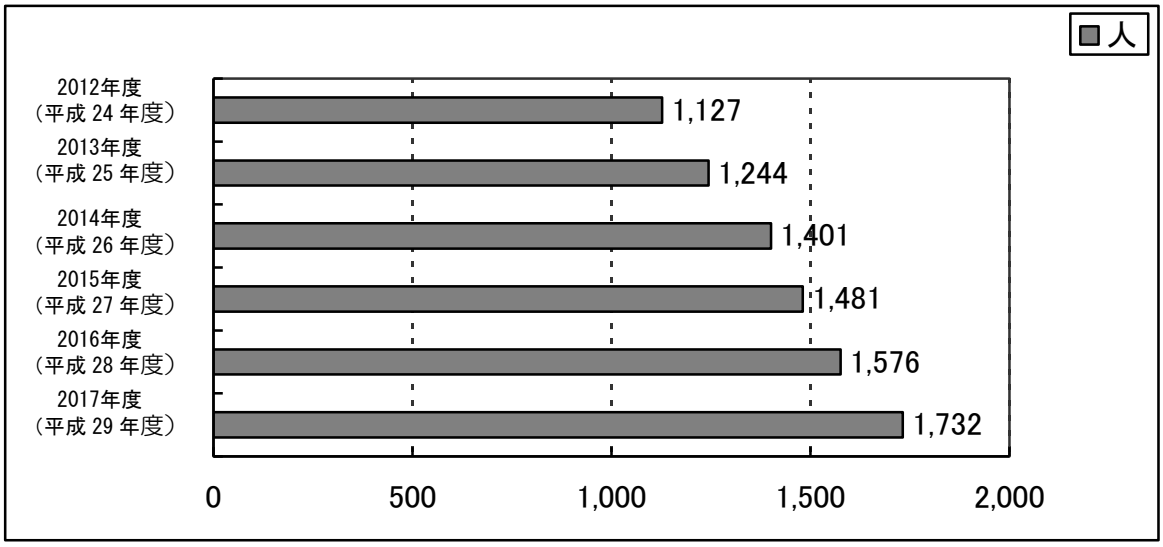

（人）

年　度	総数	1級	2級	3級
2012年度（平成24年度）	1,127	126	715	286
2013年度（平成25年度）	1,244	147	781	316
2014年度（平成26年度）	1,401	161	879	361
2015年度（平成27年度）	1,481	168	921	392
2016年度（平成28年度）	1,576	154	997	425
2017年度（平成29年度）	1,732	160	1,110	462

各年度４月１日現在

○　自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移　（人）

年度	2012年度（平成24年度）	2013年度（平成25年度）	2014年度（平成26年度）	2015年度（平成27年度）	2016年度（平成28年度）	2017年度（平成29年度）
認定者数	2,638	2,783	2,880	2,969	3,099	3,279

各年度４月１日現在

※国の基準で、精神障害者保健福祉手帳の等級について重度の側から１級・２級・３級の等級が定められています。

○ 発達障がいと高次脳機能障がいのある人

発達障がいと高次脳機能障がいのある人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することができます。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

① 発達障害

2005 年（平成 17 年）4 月に施行された発達障害者支援法では、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

さらに、2011 年（平成 23 年）に改正された障害者基本法の中で、障害者の定義の中に「発達障害」が加わりました。

発達障がい者の実態については、個別の手帳が現在はないこともあり、人数等の面で現状では十分に把握ができていません。今後、関係機関と連携しながら、実態の把握に努めます。

② 高次脳機能障害

交通事故や脳出血などにより脳に損傷を受けたために、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、日常生活や社会生活を送ることに困難を有する状態をいいます。

身体障害者手帳や、精神障害者保健福祉手帳を取得されている人が多くなっていますが、実態については、十分に把握ができていないのが実情です。また、市民の方の障害に関する認知度も他の障害と比べると低く、今後、関係機関と連携しながら、実態の把握に努めます。

⑷ 難病の人の状況

難病の人のうち、「指定難病医療給付」については、2016 年度（平成 28年度）では 1,483 人が対象となっています。

また、「小児慢性特定疾患医療給付」を受けている人は、221 人となっています。

2016 年度（平成 28年度） 指定難病医療給付状況

2017 年（平成 29年）3 月 31 日現在

告示番号	疾患名	件数	告示番号	疾患名	件数
1	球脊髄性筋萎縮症	4	53	シェーグレン症候群	13
2	筋萎縮性側索硬化症	13	54	成人スチル病	6
5	進行性核上性麻痺	20	55	再発性多発軟骨炎	1
6	パーキンソン病	167	56	ベーチェット病	31
7	大脳皮質基底核変性症	13	57	特発性拡張型心筋症	20
8	ハンチントン病	5	58	肥大型心筋症	8
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	60	再生不良性貧血	18
11	重症筋無力症	40	61	自己免疫性溶血性貧血	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	32	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5	63	特発性血小板減少性紫斑病	32
15	封入体筋炎	1	65	原発性免疫不全症候群	2
17	多系統萎縮症	22	66	IgA 腎症	5
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	52	67	多発性嚢胞腎	12
19	ライソゾーム病	3	68	黄色靱帯骨化症	7
21	ミトコンドリア病	3	69	後縦靱帯骨化症	42
22	もやもや病	33	70	広範脊柱管狭窄症	3
28	全身性アミロイドーシス	2	71	特発性大腿骨頭壊死症	18
34	神経線維腫症	4	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	1
35	天疱瘡	8	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	2
37	膿疱性乾癬（汎発型）	2	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7
40	高安動脈炎	17	78	下垂体前葉機能低下症	20
41	巨細胞性動脈炎	5	84	サルコイドーシス	21
42	結節性多発動脈炎	4	85	特発性間質性肺炎	9
43	顕微鏡的多発血管炎	11	86	肺動脈性肺高血圧症	6
44	多発血管炎性肉芽腫症	6	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5	89	リンパ脈管筋腫症	1
46	悪性関節リウマチ	11	90	網膜色素変性症	46
47	バージャー病	5	91	バッド・キアリ症候群	1
49	全身性エリテマトーデス	118	93	原発性胆汁性肝硬変	32
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	31	94	原発性硬化性胆管炎	1
51	全身性強皮症	51	95	自己免疫性肝炎	4
52	混合性結合組織病	19	96	クローン病	67

告示番号	疾患名	件数	告示番号	疾患名	件数
97	潰瘍性大腸炎	294	283	後天性赤芽球癆	2
98	好酸球性消化管疾患	2	300	IgG４関連疾患	3
113	筋ジストロフィー	4	306	好酸球性副鼻腔炎	3
117	脊髄空洞症	1		指定難病計	1,477
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	05	スモン	2
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	1	32	重症急性膵炎	1
167	マルファン症候群	1		特定疾患計	3
220	急速進行性糸球体腎炎	2	996	橋本病	1
222	一次性ネフローゼ症候群	3	997	特発性好酸球増多症候群（県指定）	1
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	999	原発性慢性骨髄線維症	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1		県単独疾患計	3
227	オスラー病	2		合計	1,483

※給付件数が無い疾患は省略　　資料提供：春日部保健所

2016 年度（平成 28 年度）　小児慢性特定疾患医療給付状況

2017 年（平成 29 年）3 月 31 日現在

区　分	件数
悪性新生物	29
慢性腎疾患	15
慢性呼吸器疾患	8
慢性心疾患	47
内分泌疾患	45
膠原病	5
糖尿病	14
先天性代謝異常	9
血友疾患	9
免疫疾患	2
神経・筋疾患	20
慢性消化器疾患	15
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2
皮膚疾患群	1
合　計	221

2016 年度（平成 28 年度）　先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付状況

2017 年（平成 29 年）3 月 31 日現在

区　分	件数
受給者数	14

※ 資料提供：春日部保健所

２　障害福祉事業所等へのアンケート調査

⑴ 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障害福祉サービスの現状や課題についてアンケート調査を実施しました。

⑵ 調査の方法

〇日時・対象事業所等

2017 年（平成 29 年）８月３日（木）から１８日（金）まで

市内で障害福祉サービスを提供している 40 法人を対象に実施し、30 法人から回答がありました。

〇アンケートでいただいた主なご意見

- 各事業の運営に対する財政的支援が必要。
- 報酬単価の見直しをして欲しい。
- 事業を安定して継続するための人材確保が非常に難しい。
- 市内に入所施設を設置して欲しい。
- 就労支援ネットワークの整備を進めて欲しい。
- 利用者への補助を充実して欲しい。
- 新規に事業所を開設する際、近隣住民の同意形成が難しい。

※ その他の意見は資料編に掲載しています。

第３　計画の基本的な考え方

本計画の基本理念、基本方針については、第３期春日部市障害者計画との整合・連携を図るため、同計画の基本理念・基本方針を継承しました。

１　基本理念

「第３期春日部市障害者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして　～地域社会における共生の推進～」を基本理念として、本計画を策定しました。

２　基本方針

上記の基本理念を実現するため、次の３つを基本方針とし、計画を推進していきます。

⑴ すべての市民が安心できる障がい者施策の推進
⑵ 障がいのある人の意思を尊重し、自立して暮らせる地域づくり
⑶ 市民と行政が共に支え合う、市民との協働の推進

３　計画の推進体制

障がいのある人の施策に関する基本計画である「第３期春日部市障害者計画」の実現に向け、春日部市自立支援協議会と連携し、障害者福祉に関する情報の把握に努めます。

また、障がいのある人やその家族、市の福祉施設、市内民間事業所との定期的な意見交換、個別の支援会議をはじめとする相談支援事業所との連携、自立支援協議会での協議などを通して、計画の進捗状況を確認するとともに、それぞれのサービス実績などを評価することで、計画の適正な推進を図ります。

さらに、市は、自立支援協議会において関係機関との情報の共有化を図るとともに、施策の実現に向けての協議を行うほか、関係各課との連携を強化し、効果的な事業執行に努めることで計画の推進を図ります。

本計画の推進にあたっては、掲げられた課題に対し各種サービスの質的な向上を図るために、事業者への研修、事業者相互のネットワークづくり、事業者との継続的な協議や指導・助言などに努めます。

４　2020 年度（平成３２年度）の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

施設入所者及び退院が可能な精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行などを進めるため、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に規定する基本指針にて示されているとおり、2020 年（平成 32 年）度を目標年度として、次の５つの目標を設定します。

⑴ 福祉施設の入所者の地域生活への移行
⑵ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
⑶ 地域生活支援拠点等の整備
⑷ 福祉施設から一般就労への移行
⑸ 障害児支援の提供体制の整備等

⑴ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

現状と課題

入所している人の地域生活移行者数について、国の基本指針では 2016 年度（平成２８年度）末時点の入所者数の９パーセント以上としています。

また、入所者数の削減は 2016 年度（平成２８年度）末時点の入所者数から２パーセント以上削減することを基本としています。

そのような中で、本市の入所者の地域生活移行者数は、2015 年度（平成 27 年度）と 2016 年度（平成 28 年度）で２人となっています。

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	備　　考
移行実績	２人	０人	内訳　平成 27 年度　身体０人　知的２人 平成 28 年度　身体０人　知的０人

今後の方針と見込み量確保のための方策

施設入所者数の削減について、県では入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な人が多数であることから、目標値を設定していません。本市も施設入所者数の削減は、県の考え方に準拠し、目標値を設定しないこととしました。また、地域生活移行者数は、国の基本指針及び県の考え方を基に 17 人としました。

地域生活移行の見込み量の確保については、居宅介護、自立訓練等の在宅生活支援の充実に努めます。

項　目	数　値	考え方など
入所者数（A）	186人	2017年（平成29年）3月31日現在
【目標値】地域生活移行者数（A）× 9%	17人	（A）のうち、2020年（平成32年）度末までに地域生活へ移行する者の目標数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

国の基本指針では、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、2020年度（平成32年度）末までに、各圏域*又は各市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場として協議会やその専門部会を設置することを基本としています。

今後の方針と方策

本市の実情を考慮した上で、協議会または専門部会の設置に向けて関係機関との協議を進めます。

項　目	数　値
関係者による協議の場の設置数	1か所

(3) 地域生活支援拠点等の整備

現状と課題

国の基本指針では、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、2020年度（平成32年度）末までに各市町村又は各圏域*に少なくとも一つを整備することを基本としています。

今後の方針と方策

本市の実情を考慮した上で、地域生活支援拠点等の設置に向けて関係機関との協議を進めます。

項　目	数　値
地域生活支援拠点等の設置数	1か所

＊圏域…埼玉県では保健所の管轄区域を基に10の障害保健福祉圏域を定めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

現 状 と 課 題

第４期計画では、2017 年度（平成２９年度）までの各年度における福祉施設利用者の年間一般就労移行実績を８人と見込みましたが、実績は 2015 年度（平成２７年度）と 2016 年度（平成２８年度）で 14 人にとどまっており、福祉施設から一般就労への移行は難しい状況となっています。

	2015 年度 （平成２７年度）	2016 年度 （平成２８年度）	備　考
移行実績	３人	11 人	実人数

今後の方針と見込み量確保のための方策

①国の基本指針では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて 2020 年度（平成 32 年度）中に一般就労に移行する者の目標値を、2016 年度（平成 28 年度）の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本としています。

このため、2020 年度（平成 32 年度）の一般就労移行者数の目標値を 17 人としました。

項　目	数　　値	考え方
現在の年間一般就労者数（A）	11 人	2016 年度（平成２８年度）において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 年間一般就労者数 （A）×1.5 以上	17 人	2020 年度（平成 32 年度）中に一般就労する者の数

②また、2020 年度（平成 32 年度）末における就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとされ、利用者数は 2016 年度（平成２８年度）末の利用者数の２割以上増やすこと、事業所ごとの就労移行率は、３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すとしています。

このため、利用実績を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）の就労移行支援事業利用者数の目標値を 80 人としました。

項　目	数　　値	考え方
現在の就労移行支援事業利用者数（A）	61 人	2017 年（平成２９年）３月 31 日現在
【目標値】 就労移行支援事業利用者数（A）×1.2 以上	80 人	2020 年度（平成 32 年度）末に事業を利用している者の数

障がいのある人の就労を促進するために、春日部市障害者就労支援センターの充実を図りつつ、ハローワークや障害者職業センター等との連携を密にしながら、民間企業や事業主に対して、障がいのある人の雇用に関する情報を提供し、職域の拡大や障がいのある人が働きやすい環境づくりに努めていきます。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

現 状 と 課 題

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、2020 年度（平成 32 年度）末までに各市町村に少なくとも１か所以上設置し、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

また、2020 年度（平成 32 年）度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することとしています。

さらに医療的ケア児支援について、2018 年度（平成 30 年度）末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするとしています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

①現在市内には、児童発達支援センターが２か所あり、2015 年度（平成 27 年度）から保育所等訪問支援を実施しています。今後も現在の体制を維持し、サービスの充実を図ります。

項　目	数　値
児童発達支援センターの設置数	２か所

②現在市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありません。2020 年度（平成 32 年度）末までに各 1 事業所を確保するため、関係事業所との連携を強化します。

項　目	数　値
現在の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	０か所
【目標値】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	各１か所

③医療的ケア児の支援についての協議の場としては、2018 年度（平成 30 年度）末までに協議会等、既存の枠組みの活用について検討します。

項　目	数　値
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	１か所

第４　障害福祉サービスの将来推計

１　障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法により、提供されているサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大きく分かれ、自立支援給付はさらに「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」「相談支援」に分かれます。

(1) 自立支援給付

- **① 障害福祉サービス**
  - a 介護給付
    - 居宅介護（ホームヘルプ）
    - 重度訪問介護
    - 同行援護
    - 行動援護
    - 重度障害者等包括支援
    - 療養介護
    - 生活介護
    - 短期入所（ショートステイ）
    - 自立生活援助
    - 施設入所支援
  - b 訓練等給付
    - 自立訓練
    - 就労移行支援
    - 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
    - 就労定着支援
    - 共同生活援助（グループホーム）
- **②自立支援医療**
  - 更生医療
  - 育成医療
  - 精神通院医療（実施主体は県）
- **③補装具費**
- **④相談支援**
  - 特定相談支援（計画相談）
  - 一般相談支援（地域移行・地域定着）

(2) 地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 奉仕員養成研修事業（手話）
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- その他、日常生活支援及び社会生活支援などを行う事業

(3) 自立支援協議会

(4) 埼玉県で取り組む主な事業

- 専門性の高い相談支援事業
- 広域的な支援事業
- サービス・相談支援者、指導者養成事業
- その他の事業

(1) 自立支援給付

① 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訓練等給付に大別され、さらに訪問系、日中活動系、居住系に分けられます。

a 介護給付

介護給付	訪問系	居宅介護　（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	療養介護
		生活介護
		短期入所　（ショートステイ）
	居住系	自立生活援助
		施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）

b 訓練等給付

訓練等給付	日中活動系	自立訓練　（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援　（Ａ型・Ｂ型）
		就労定着支援
	居住系	共同生活援助　（グループホーム）

※　各サービスの詳細については、各項目の下欄で説明しています。

※　2018 年（平成 30 年）４月から、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」が創設されます。

② 自立支援医療

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の３つに大別されます。自立支援医療は、医療費と所得の双方に着目した自己負担とすることで、障がいのある人の負担の公平を図っています。また、障がいのある人を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性を確保することも大きな目的です。

自己負担は、原則として１割ですが、負担水準への配慮として、低所得世帯に属する人については、月当たりの負担額に上限が設定されています。また、一定の負担能力がある人であっても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月当たりの負担額に上限が設定されています。

③ 補装具費

障がいのある人などの身体機能を補完または代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の購入費または修理費の支給あるいは貸与するものです。

④ 相談支援

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

⑵ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業です。

具体的には、障害者福祉に関わる相談や情報提供、サービスの利用支援をはじめ、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援などです。

また、地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない「必須事業」と各市町村の判断で地域特性などにより柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。「必須事業」と「任意事業」は下表のとおりです。

必須事業	春日部市の任意事業
① 理解促進研修・啓発事業	⑧ 奉仕員養成研修事業（点訳）
② 自発的活動支援事業	⑪ 訪問入浴サービス事業
③ 相談支援事業	⑫ 更生訓練費支給事業
④ 成年後見制度利用支援事業	⑬ 知的障害者職親委託事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	⑭ 日中一時支援事業
⑥ 意思疎通支援事業	⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業
⑦ 日常生活用具給付等事業	⑯ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業
⑧ 奉仕員養成研修事業（手話）	⑰ 子どもの発達支援巡回事業
⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	

⑶ 自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために地域の課題を整理し、地域に合わせた施策の提言をまとめる目的で設置している協議会です。

２　障害福祉サービスにおける見込み量

（1）　訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、あるいは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がいのある人などの外出時に同行し、移動に必要な情報の提供及び移動の援護を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

現 状 と 課 題

訪問系サービスの利用実績は、第４期計画の見込み量より低い数値になっていますが、サービスの需要は微増傾向です。（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 12,028 時間、388 人）

日常生活を営むのに支障がある障がいのある人が在宅生活を維持できるよう、サービス提供体制の充実に努めています。

また、今後、障がいのある人の地域での生活を支え、あるいは地域生活への移行をすすめるため、障害特性や障がいのある人一人ひとりの状態に配慮した質的な向上が必要です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績の推移をみると増加傾向が続いており、今後もサービス量は増加していくことが考えられるため、実績を考慮したうえで、これまでと同様の伸び率と仮定し、2020 年度（平成 32 年度）は 11,613 時間を見込みました。

日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、入所施設から地域生活移行を希望する障がいのある人が在宅生活を維持できるようサービスの量的な拡大とともに、特に知的障がいのある人や精神障がい、重度の障がいのある人に配慮したサービスの質的向上を確保します。

なお、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援を一括して見込みました。

（１月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
時間	10,605 時間	10,882 時間	11,183 時間	11,290 時間	11,437 時間	11,613 時間
人	364 人	366 人	380 人	384 人	389 人	395 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内 事業所数	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援
	42 か所	42 か所	19 か所	6 か所	0 か所

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービス全体の見込み量

上段：人日分/下段：人数　（１月あたり）

No.	サービス名	利用実績			見込み量		
		2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
	全体	14,452 人日分	15,927 人日分	16,157 人日分	16,855 人日分	17,386 人日分	17,890 人日分
		809 人	883 人	915 人	945 人	977 人	1,006 人
1	療養介護	―	―	―	―	―	―
		23 人	23 人	24 人	24 人	25 人	25 人
2	生活介護	8,345 人日分	8,548 人日分	8,560 人日分	8,640 日分	8,720 人日分	8,800 人日分
		420 人	424 人	428 人	432 人	436 人	440 人
3	短期入所（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	299 人日分	330 人日分	351 人日分	380 人日分	399 人日分	428 人日分
		32 人	34 人	37 人	40 人	42 人	45 人
4	自立訓練（機能訓練）	8 人日分	0 人日分	8 人日分	8 人日分	12 人日分	12 人日分
		2 人	0 人	2 人	2 人	3 人	3 人
5	自立訓練（生活訓練）	83 人日分	55 人日分	76 人日分	76 人日分	76 人日分	76 人日分
		5 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
6	就労移行支援	787 人日分	964 人日分	1,047 人日分	1,127 人日分	1,224 人日分	1,288 人日分
		48 人	61 人	65 人	70 人	76 人	80 人
7	就労継続支援（A 型）	1,169 人日分	2,254 人日分	2,388 人日分	2,594 人日分	2,820 人日分	3,046 人日分
		64 人	116 人	127 人	138 人	150 人	162 人
8	就労継続支援（B 型）	3,761 人日分	3,776 人日分	3,727 人日分	4,030 人日分	4,135 人日分	4,240 人日分
		215 人	221 人	227 人	233 人	239 人	245 人
9	就労定着支援				―	―	―
					1 人	1 人	1 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

① 療 養 介 護

主として、昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービスです。

病院における機能訓練、療養上の管理、看護、介護などが必要な障がいのある人などであって、常時介護を要する人を対象としています。

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量より低い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 26 人）。

本事業は医療機関など条件の整った機関での事業ですが、サービスの利用者数については横ばいの状況が続いています。

医療的なケアや常時看護を必要とする方には重要な事業ですので、必要なサービス提供体制に努める必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

今後、高まる医療的ケアへのニーズを考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 25 人を見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関と連携しながら促進します。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	23 人	23 人	24 人	24 人	25 人	25 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	０か所

② 生 活 介 護

常に介護を必要とする人に、昼間施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

現 状 と 課 題

利用実績は、第４期計画の見込み量（2016 年度（平成 28 年度）9,702 人日分、441 人）より低い数値ですが、サービスの需要は微増傾向です。

当サービス提供事業者の増加が見られますが、アンケートでは「サービス提供体制の充実と継続のための人材確保」などが課題に挙げられました。

今後も利用者の状態やニーズに合わせた調整やサービスの質の向上が必要です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と、サービスの需要の拡大や、サービス提供事業者の増加見込みを考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 8,800 人日分と見込みました。

常に介護を必要とする障がいのある人に、日中の介護を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を得られるようサービス事業者へ働きかけます。

（１月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	8,345 人日分	8,548 人日分	8,560 人日分	8,640 日分	8,720 人日分	8,800 人日分
人数	420 人	424 人	428 人	432 人	436 人	440 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	１３か所

③ 短 期 入 所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量より日数では高い数値（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 324 人日分、36 人）になっており、サービスの需要は微増傾向です。

一方で県外・市外の事業所の利用が多く、市内、近隣地域における支援体制の整備が進んでいません。障がいのある人の地域生活を支える事業として関係機関やサービス事業者との連携が必要です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 428 人日分を見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関や居住系サービス事業者の協力を求めながら、サービスの確保に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	299 人日分	330 人日分	351 人日分	380 人日分	399 人日分	428 人日分
人数	32 人	34 人	37 人	40 人	42 人	45 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	０か所

④ 自 立 訓 練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（身体的リハビリテーションなど）を行います。

利 用 者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、または難病を患っている人で下記の要件に該当する人

a．入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

b．特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

利用期限

１年半以内

夜間の生活の場

地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

現 状 と 課 題

2016 年度（平成 28 年度）では利用実績がなく、第４期計画の見込み量より低い数値になっています。（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 35 人日分、３人）。

市内に当該サービスを実施する事業者がないため、サービス提供事業者の状況も考慮した見込み量の設定が必要です。サービス提供事業者の情報収集に努め、提供体制の充実を図る必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 12 人日分と見込みました。

今後、サービス提供事業者の情報を把握し、サービス利用者への情報提供や助言などを行います。

また、サービス利用者のニーズ把握を進めながら見込み量の確保に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	8 人日分	0 人日分	8 人日分	8 人日分	12 人日分	12 人日分
人数	2 人	0 人	2 人	2 人	3 人	3 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	０か所

⑤ 自 立 訓 練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活が出来るよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練（社会的リハビリテーションなど）を行います。

利 用 者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人で下記の要件に該当する人

a. 入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

b. 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上などの支援が必要な人

利用期限

原則２年以内（入所の場合は、最長３年）

夜間の生活の場

地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

現 状 と 課 題

利用実績が、第 4 期計画の見込み量より低い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 126 人日分、7 人）。

今後も急激な需要の増加はないと考えられますが、市内で当該サービスを実施する事業者がないため、サービス提供事業者の確保に努め、提供体制の充実を図る必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 76 人日分と見込みました。

今後、サービス利用者のニーズ把握に努めながら、サービス提供事業者の確保について、事業者の意向を把握しながら継続的な情報提供や助言などを行います。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	83 人日分	55 人日分	76 人日分	76 人日分	76 人日分	76 人日分
人数	5 人	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	0 か所

⑥ 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

利用者

一般企業への雇用、または在宅就労などが見込まれる障がいのある人であって、下記の要件に該当する人

a. 一般企業への就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な６５歳未満の人

b. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

利用期限

地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に入所施設の利用可（２年以内）

現状と課題

当事業のサービス提供事業者が市内で増加した影響もあり、利用実績が第４期計画の見込み量より大幅に高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 874 人日分、46 人）。一般就労への意欲が高まっていると考えられますが、アンケートでは、「事業者間の連携による就労支援体制の構築」などが課題に挙げられました。

今後の方針と見込み量確保のための方策

2018 年度（平成 30 年度）から企業の精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率が段階的に引き上げられること、及び利用実績を考慮して 2020 年度（平成 32 年度）は 1,288 人日分と見込みました。

また、就労移行を促進するためには、一般企業での体験（実習）や継続的な個別支援、相談支援や生活支援と併せて提供することが必要な場合が多く、他のサービスと併せて、より利用しやすく重層的な環境を整備する必要があります。今後、市内の就労支援体制を構築するために継続的な検討を行い、相談機関や就労関係機関の連携やネットワークの構築を促進します。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	787 人日分	964 人日分	1,047 人日分	1,127 人日分	1,224 人日分	1,288 人日分
人数	48 人	61 人	65 人	70 人	76 人	80 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	５か所

⑦ 就労継続支援（A型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用者　雇用契約に基づき継続的に就労が可能と見込まれる障がいのある人であって、下記の要件に該当する人

a. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人
b. 特別支援学校を卒業して、雇用に結びつかなかった人
c. 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

利用期限　制度上、制限の定めなし

現状と課題

当事業のサービス提供事業者が市内で新規に開所した影響もあり、利用実績が第４期計画の見込み量より大幅に高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 861 人日分、41 人）。

アンケートでは、「利用者の作業提供の場の増加」「施設外作業の受け入れ企業の確保」が課題に挙げられました。

本サービスでは、関係機関との連携や施設職員の質の向上、一般就労や障がい者枠等での就労支援等の課題があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

本サービスは、障がいのある人が安心して働くためには必要な事業であることを踏まえ、利用実績を基に 2020 年度（平成 32 年度）は、3,046 人日分と見込みました。

なお、本サービスの見込み量の確保にあたっては、新規事業者に対して慎重に検討しながらも市内でのサービス提供者の確保に努め、特に就労支援体制の構築、関係機関の連携、情報共有、施設職員の質の向上等、自立支援協議会の専門部会を活用して推進していきます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	1,169 人日分	2,254 人日分	2,388 人日分	2,594 人日分	2,820 人日分	3,046 人日分
人数	64 人	116 人	127 人	138 人	150 人	162 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	４か所

⑧ 就労継続支援（B型）

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用者

就労の機会を通じて、生産活動に係る知識及び能力の向上が期待される障がいのある人であって、下記の要件に該当する人

a. 一般企業での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人
b. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人
c. 上記 a、b 以外の人であって、５０歳に達している人又は障害基礎年金１級受給者

利用期限

制度上、制限の定めなし

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量より人数が高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 3,895 人日分、205 人）。

当該事業は、障がいのある人が安心して働くうえで重要であり、多くの需要があるため、当該事業を実施するサービスの提供事業所の確保が課題です。アンケートでは「地域の理解」「工賃向上及び事業拡大への支援」などが課題に挙げられました。

多くの事業者は、自立支援協議会の専門部会等に参加し、関係機関の連携や研修会等を通して課題対応に努めています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

多くの事業所が当サービスを実施し、サービス利用量の増加が見込まれます。障がいのある人が安心して働くためには必要な事業であり、多様なニーズに応えていることと、利用実績を基にして 2020 年度（平成 32 年度）は 4,240 人日分と見込みました。

なお、本サービスの見込み量の確保にあたっては、自立支援協議会の専門部会を活用し、サービス提供事業者との連携や、市内の就労支援体制の構築、生産活動の充実、工賃の向上、関係機関との情報共有による連携を推進していきます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	3,761 人日分	3,776 人日分	3,727 人日分	4,030 人日分	4,135 人日分	4,240 人日分
人数	215 人	221 人	227 人	233 人	239 人	245 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	９か所

⑨就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、一定期間にわたり事業所・家族等との連絡調整等の支援を行います。

利用者　生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人

利用期限　３年間（1 年ごとに支給決定期間を更新）

現状と課題

2018 年度（平成 30 年度）からの事業です。障がいのある人が、一般就労後も継続して安定的に働くうえで重要な支援ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

市内の就労支援体制を継続的に検討しながら、相談機関や就労関係機関の連携やネットワークを活用していきます。

（1 月あたり）

	見込み量		
	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
人数	1 人	1 人	1 人

（３）　居住系サービス

①　施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と併せて夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量より低い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 193 人）。サービスの提供体制としては、市内に入所施設がないため、他地域での利用が多い状況です。

アンケートでは、「市内に入所施設の設置」が課題に挙げられました。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 198 人を見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、事業を進めるためのインフラ整備などの問題もあり、継続的に事業者の状況把握に努め、既存のサービスの活用などの検討を行います。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	187 人	186 人	189 人	192 人	195 人	198 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

市内事業所数	０か所

② 共同生活援助（グループホーム）

地域での生活を希望する障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行います。

2014 年度（平成２６年度）より、共同生活援助（グループホーム）は共同生活介護（ケアホーム）と一元化され、以下の支援形態に移行されました。

a.外部サービス利用型

障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については外部の居宅介護事業所等に委託します。

標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応、介護サービスの手配（アレンジメント）です。

b.介護サービス包括型

障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については当該事業所の従業者が行います。

標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応の他に食事、入浴、排せつ等の介護があります。

c.サテライト型住居

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、１人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から本体住居との密接な連携を前提として１人暮らしに近い形態の仕組みとなっています。

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量とほぼ同じ数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 144 人）。今後、サービス事業者の増加や自立生活のニーズの高まりなどが考えられ、潜在的な需要を考慮すると増加していく見込みです。

アンケートでは、「サービス提供体制の充実と継続のための人材確保」などが課題に挙げあられました。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績とサービス提供事業者の増加や介護者の高齢化、自立ニーズの高まりなどを考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 196 人を見込みました。本サービスの見込み量の確保にあたっては、民間企業や公営住宅との協議を進め提供基盤の整備にあたるほか、現状で課題となっている休日、緊急時の体制について関係機関と検討を進めていきます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	135 人	145 人	157 人	170 人	183 人	196 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

共同生活援助	市内事業所数	定員数
	20 か所	99 人

	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
市内事業所数（見込）	22 か所	22 か所	23 か所
定員数（見込）	107 人	107 人	111 人

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人等に対して、一定の期間にわたり定期的な居宅の訪問や、随時の相談等への対応により、生活力や理解力を補う支援を行います。

現 状 と 課 題

2018 年度（平成３０年度）からの事業です。一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人が、地域で生活していくうえで重要な支援ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は２人を見込みました。

見込み量の確保については、自立生活援助事業所との連携により、体制の整備に努めます。

	見込み量		
	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
人数	1 人	1 人	2 人

（4） 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービスの申請または変更申請をする障がいのある人について、サービスの支給決定前に、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」を作成します。

また、支給決定の有効期間内において、モニタリング期間ごとに、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行います。

対象者　障害福祉サービスの申請、若しくは変更申請をする障がいのある人、又は地域相談支援の申請をする障がいのある人

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量より大幅に低い数値となっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量１月あたり利用者数 130 人、サービス等利用計画作成者数 780 人）。

現状では、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用せずに、自ら計画を作成している状況が少なくありません。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）の利用者数は８９人を見込みました。

事業の提供体制については、指定特定相談支援事業所等と連携を図り、また、自立支援協議会の専門部会を活用しながら、本サービスの見込み量の確保に努めます。

利用者の見込み量については、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、サービス等利用計画作成者数の累積については、障がいのある人等自身が作成した計画を除いた見込み量となっています。

（利用者数：１月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	64 人	69 人	74 人	79 人	84 人	89 人

（サービス等利用計画作成者数：累積）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	688 人	693 人	696 人	700 人	704 人	708 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人及び精神科病院に入院している人で、退所、退院にあたって地域における生活に移行するために重点的に支援を必要とする人に対して、住居の確保や障害福祉サービス事業者等への同行、相談の支援等を行います。

現 状 と 課 題

本市では現在のところ実績はありませんが、サービスの利用がない要因を把握、分析する必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 5 人を見込みました。

利用実績がない要因について、自立支援協議会の専門部会等で検討します。そこでの方策をもとに、見込み量の達成に向けて相談支援事業所等と取り組んでいきます。

	利用実績			見込み量		
	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
人数	0 人	0 人	2 人	3 人	4 人	5 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

③ 地域定着支援

居宅において、単身又は家庭の状況により同居している家族による支援を受けられない者等に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等の支援を行います。

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量より低い数値となっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量利用者数７人）。

関係機関との連携や、利用者の状態やニーズに合わせた、サービスの質の向上が課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 11 人を見込みました。見込み量の確保については、相談支援事業所との連携により、体制の整備に努めます。

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	1 人	3 人	5 人	7 人	9 人	11 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

（5） 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

現 状 と 課 題

実施形式には、障がいのある人等の理解を深めるための教室等の開催、市民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し障がいのある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す、有識者による講演会や障がいのある人等と実際に多くの市民が実際にふれあうイベント等の開催、障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成などの広報活動等があります。

本市では、地域性や職員の人員体制を考慮し、現状では広報活動等のみを実施している状況です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

特定の市民だけでなく、多くの市民が事業に関心を持つように努めるとともに、通年的に実施が可能な内容で考え、啓発を実施していきます。

	実施実績			方策		
	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

現状と課題

実施形式には、障がいのある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する、地域で障がいのある人等が孤立することがないよう見守り活動を支援する、障がいのある人等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する、障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援するなどがあります。

事業の創設と必須化は 2013 年度（平成 25 年度）からでしたが、事業を委託又は補助する団体等の情報が不足していたことなどから実施に至りませんでした。

今後の方針と見込み量確保のための方策

特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障がいのある人等やその家族、地域住民等が事業に関わる内容で実施できるよう努めるとともに、事業を委託又は補助する団体等の他市内のボランティア団体等と連携し事業の周知を図っていきます。

	実施実績			方策		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
実施の有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

※2017 年度（平成２９年度）は見込み

③ 相談支援事業

相談支援事業は障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、そのニーズを受け止め、情報提供や福祉サービスの利用を援助するなど、総合的な相談支援を行います。

現状と課題

本市の相談支援事業については、身体障害、知的障害、精神障害を専門とする３事業所に委託しています。また、市内の相談機関（相談支援事業所、障がい者支援課、その他相談機関）による定期的な連絡会を開催し、情報共有や事例検討、合同相談会、事業者の交流会などの企画を実施してきました。

アンケートでは、「人材確保・育成」「事業所間の連携が困難」などの課題が挙げられています。

今後は、春日部市自立支援協議会との連携を強化し、関係機関と協議しながら、より効果的な支援を行っていくことが課題となっています。

今後の方針と方策

2020 年度（平成 32 年度）の設置か所数は、現行の３か所を継続します。また、地域の障害福祉体制では、関係機関と連携しネットワークを充実するほか、必要な社会資源を開発するために自立支援協議会などへ報告、検討をしていきます。

さらに、入所施設や精神科病院からの地域移行にあたり、個別の支援計画を作る役割も担う場合もあり、個別支援と地域づくりの両面で、福祉サービスの向上のために取り組んでいきます。

また、困難事例への対応など、市における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた課題についても自立支援協議会等と協議、検討をしていきます。

	実施実績			方策		
	2015 年度 （平成 27 年度）	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
委託 事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい、または精神障がいのある人を保護（財産管理、身上監護）するために、家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、家庭裁判所により選任された成年後見人などが、本人に代わり生活療養看護及び財産の管理に関する特定の法律行為について、本人を保護することにより本人の望む日常生活を実現することを目的に、市長が成年後見などの開始の申立てをするものです。

対象者

a. ４親等以内の親族がいない場合
b. ４親等以内の親族がいても音信不通または申立てを拒否している場合
c. 虐待などの理由により親族による申立てが適当でない場合

現状と課題

本市では現在のところ、実績はありません。さらなる制度の周知などが課題となっています。

今後の方針と方策

利用実績がない要因について、自立支援協議会の専門部会等でさらに検討します。そこでの方策をもとに、事業のさらなる周知に努めるとともに、事業の円滑な利用に向けて関係機関との連携を強化します。

	利用実績			方策		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
実施の有無	実施 申立て 0 件	実施 申立て 0 件	実施	実施	実施	実施

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

現 状 と 課 題

実施形式には、①法人後見実施のための法人後見に要する運営体制、財源確保、障がいのある人等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容とした研修カリキュラムの法人後見研修を実施すること、②法人後見の活動を安定的に実施するため組織体制の構築として、法人後見の活用等のための地域の実態把握、法人後見推進のための検討会等を実施すること、③法人後見の適正な活動のための支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築することなどがあります。

事業の創設と必須化は 2013 年度（平成 25 年度）からでしたが、事業を委託又は補助する団体等の情報が不足していたことなどから実施に至りませんでした。

今後の方針と方策

事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて最も効果的な方法によるものとし社会福祉協議会やＮＰＯ法人等、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業を委託することを方針として実施を目指します。

	利用実績			方策		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
実施の有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み

⑥－１ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚または音声機能、若しくは言語機能に障がいのある人の家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーション（生活、医療、職業、教育など）を円滑にするため、手話通訳者を派遣する事業です。

対象者　市内に居住して身体障害者手帳の交付を受けていて聴覚障がいなどがある人

派遣の範囲　埼玉県内及び東京都内（特別区の存する地域に限る）
ただし、聴覚障がいのある人等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りではない

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量よりやや高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 73 人）。

サービス提供体制の見直しや手話通訳者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 98 人を見込みました。

今後、サービス提供体制の検証や制度の周知方法を検討するとともに、見込み量の確保にあたっては関係機関と協力し、手話講習会の開催などを通して、計画的な手話通訳者の養成に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	73 人	78 人	83 人	88 人	93 人	98 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑥－２ 意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対し、要約筆記者を派遣する事業です。

派遣の要件

a. 生命維持及び健康の増進に関する場合
b. 財産・労働など権利義務に関する場合
c. 官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校その他の公的機関との連絡調整を図る場合
d. 社会参加を促進する学習活動などに関する場合
e. 冠婚葬祭など地域生活及び家庭生活に関する場合
f. その他市長が特に必要と認める場合

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込みより低い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量４人）。

今後、サービス提供体制の見直しや要約筆記者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）には５人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、手話通訳者派遣事業同様、サービス提供体制の検証や制度の周知に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	2 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。

- 介護・訓練支援用具　　（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等）
- 自立生活支援用具　（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）
- 在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等）
- 情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、盲人用時計、人工喉頭等）
- 排泄管理支援用具　（ストマ用装具、紙おむつ、収尿器）
- 住宅改修費（障がいのある人の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）

現状と課題

利用実績が、排泄管理支援用具で見込みより高い数値となりました（2016 年度（平成 28 年度）見込み量、排泄管理支援用具 359 件）。他は見込み量と同等となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

2020 年度（平成 32 年度）の見込み量は、排泄管理支援用具を除いて 2017 年度（平成 29 年度）利用実績見込みのとおりとします。排泄管理支援用具については、利用実績から利用者が伸びることが予想されるため、2020 年度（平成 32 年度）は 452 件を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、今後も、関係機関や事業者と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
介護・訓練支援用具	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
情報・意思疎通支援用具	2 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
排泄管理支援用具	377 件	392 件	407 件	422 件	437 件	452 件
住宅改修費	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑧ 奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、点訳奉仕員などを養成する研修です。

本市では手話及び点字の講習会を実施しています。

◆ 手話講習会は入門、基礎、レベルアップ（各 24 回）、中級、上級（各 30 回）の５コース　※ いずれか２コースを状況により実施

◆ 点訳者養成講習会は１コース（全 15 回）

現 状 と 課 題

利用実績が、2016 年度（平成 28 年度）において手話講習会が基礎コースと中級コース合わせて 25 人、点字講習会が 4 人の受講となっています。

入門コースから上級コースまで、順次各コースを終了した人が、次のコースの受講対象となります。

事業の継続については、関係団体との連携が必要になっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

手話講習会は、2018 年度（平成 30 年度）においては、基礎、中級コース、2019 年度（平成 31 年度）は状況により上級コースを実施することを想定し、利用実績より少ない数値を見込みました。2020 年度（平成 32 年度）は、入門、基礎コースを実施することを想定し、募集定員で見込みました。

点訳者養成講習会は、2017 年度（平成 29 年度）までの募集定員と同じ 20 人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、聴覚障がいや視覚障がいのある人の社会参加の一助となるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の継続に努めます。

（年間受講者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
手話講習会	45 人	25 人	28 人	25 人	25 人	65 人
点字講習会	7 人	4 人	6 人	20 人	20 人	20 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

※点字講習会は 2017 年度（平成 29 年度）から点訳者養成講習会に名称変更しています。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な一定の障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行う事業です。

対象者 市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、若しくは知的障害・発達障害を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人

回　数 １日８時間まで、かつ１月 60 時間まで

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量より低い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 2,480 時間、155 人）。近年は精神障がいのある人の利用も増加し、市内の事業者の確保や事業の弾力的な運用について課題があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的な需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は 2,606 時間、170 人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
時間数	2,059 時間	2,252 時間	2,234 時間	2,300 時間	2,453 時間	2,606 時間
人数	140 人	141 人	143 人	150 人	160 人	170 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業です。

Ⅰ 型

a.専門職員（精神保健福祉士等）の配置
b.医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
c.地域住民ボランティア育成
d.障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う事業

Ⅱ 型

地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを行う事業

Ⅲ 型

地域の障がいのある人の援護対策として、通所による援護事業の実績をおおむね５年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体などが実施する事業

サービス向上型

通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域の実情に応じた支援を行う事業

現 状 と 課 題

2017 年度（平成 29 年度）の市内の事業所は、Ⅰ型が１か所、Ⅱ型が１か所、Ⅲ型が３か所、サービス向上型が１か所設置されています。

本サービスは、関係機関と連携をしながら、障害福祉サービスでは対応できない対象者や福祉サービスのみでは補えない障がい者ニーズに対して、交流の場、仲間づくり、日常生活相談等の重要な役割を地域で担っています。

アンケートでは「事業所で職員の確保が困難になっている」「利用者に高齢者が多くなっている」「運営費が少ない」などがあり、事業運営面での脆弱性が課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

2020 年度（平成 32 年度）の見込み量（設置か所数）については、全ての類型で６か所と変更ありません。

本サービスは、障がいがある人が安心して地域で過ごすためには重要な事業であり、多様なニーズに対応できる柔軟な受け皿です。今後も関係機関と密な連携を図りながら、地域の中での機能と役割を明確化し、安定した事業運営を確保できるように推進していきます。

類型		利用実績			見込み量		
		2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
Ⅰ型	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	登録者数	347 人	362 人	388 人	392 人	407 人	422 人
Ⅱ型	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	登録者数	25 人	25 人	28 人	32 人	35 人	38 人
Ⅲ型	設置か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	登録者数	62 人	63 人	64 人	65 人	66 人	67 人
ｻｰﾋﾞｽ向上型	設置か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	登録者数	13 人	14 人	15 人	16 人	17 人	18 人
他市町の施設	利用施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	登録者数	7 人	11 人	11 人	12 人	12 人	13 人

※他市の利用施設　　さいたま市　１か所
　　越谷市　　２か所

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑪ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な在宅の重度障がいのある人などに対して、入浴サービスを提供する事業です。

対象者

a. 身体障害者手帳１級、２級（肢体不自由）の交付を受けている人
b. 療育手帳Ⓐ、Ａの交付を受けている人
c. 精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている人
d. 特定疾患患者及び関節リウマチ患者
※ 他の制度で同様のサービスを受けられる人は除く

要　件

a. 医師により入浴が可能と認められた人
b. 感染症疾患を有しない人
c. 入浴時に家族などの立会いが可能である人

利用回数

週１回（７月から９月は週２回）以内

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量とほぼ同じ値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量７人）。

現状では、施設サービスとして入浴できる場所がない人がいるため、当事業のように訪問型の入浴サービスの必要性があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基に 2020 年度（平成 32 年度）は８人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業者の確保と利用者ニーズの把握に努めます。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	7 人	6 人	8 人	8 人	8 人	8 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑫ 更生訓練費支給事業

自立訓練事業、若しくは就労移行支援事業を利用している人に対して更生訓練費を支給する事業です。

対象者

介護給付費等の支給決定を受けている障がいのある人のうち、自立訓練事業または就労移行支援事業を利用している人
ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない人に限る

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量より大幅に上回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量は 74 人）。引続き高いサービスを維持していく必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基に 2020 年度（平成 32 年度）は 166 人を見込みました。
見込み量の確保にあたっては、対象者の把握と適正なサービスの提供に努めます。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	74 人	98 人	115 人	132 人	149 人	166 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑬ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の更生援護を職親（知的障がいのある人を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行う人）に委託する事業です。

現 状 と 課 題

事業の周知は行っていますが、利用者がいない状況です。
課題としては、実施主体となる事業者の確保が必要となります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

今後、知的障がいのある人が地域の中で安心して働きながら生活するためには、本事業の普及が必要です。これまでの利用実績を勘案し、2020 年度（平成 32 年度）は１人を見込みました。
見込み量の確保にあたっては、事業の周知及び事業者の確保に努めます。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※2017 年度（平成２９年度）は見込み数

⑭ 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的に預かることにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、家庭の就労支援並びに日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供する事業です。

対象者　市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、若しくは知的障害・発達障害を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人

回　数　原則、１か月の利用回数は、７日を上限

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量よりやや下回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 21 人）。

本事業は、障がいのある人だけでなく、家族にとっても休息時間の確保などの観点で有効な事業です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

市内の実施事業所はありませんが、他市にある事業所での利用者が増加しており、今後も需要があると予想されるため、2020 年度（平成 32 年度）は 20 人の利用を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	18 人	18 人	19 人	19 人	20 人	20 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	０か所

※その他、他市にある事業所８か所と契約

⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

◆ 自動車運転免許取得助成

運転免許を取得する場合に補助金を交付する事業です。

対象者

a. 市内に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
b. 道路交通法第 96 条の規定による運転免許試験の受験資格を有する人
c. 道路交通法第 91 条の規定により、都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、または必要な条件を付されている人

◆ 自動車改造助成

ハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用を補助

対象者

a. 市内に住所を有し、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
b. 就労などに伴って自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある人

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量を２項目とも下回りました（2016 年度（平成 28 年度）見込み数６人）。

今後の方針と見込み量確保のための方策

障がいのある人の社会参加を促進するため、利用実績を基に 2020 年度（平成 32 年度）は、各２人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、サービス内容の周知に努めます。

○自動車運転免許取得助成　（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

○自動車改造助成　（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	2 人	0 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑯ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業

肢体不自由児の機能回復訓練指導及び医学的相談を行う事業です。

対象者　18 歳未満の母子通園が可能な人

場　所　春日部市立医療センター内

現 状 と 課 題

2016 年度（平成 28 年度）の市立医療センター開設に伴い、十分な体制が整うまでの間、事業を休止することとしたため、利用実績がありませんでした。（2016 年度（平成 28 年度）見込み量６人）。

今後の方針と見込み量確保のための方策

本事業については、リハビリテーションの充実の観点から、今後も実施する必要があるため、事業の実施に向けて医療機関との協議をすすめます。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	0 人	事業休止	事業休止	事業休止	3 人	3 人

⑰ 子どもの発達支援巡回事業

発達障害等に関する知識を有する専門員（臨床心理士）が、市内の民間保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点を巡回し、保育士等に対して発達が気になる児童及びその保護者への支援方法についての助言や指導を行い、発達障害の早期発見・早期対応を支援する事業です。

現 状 と 課 題

2016 年度（平成 28 年度）からの事業です。発達障害の早期発見・早期対応を支援するうえで重要な事業ですが、巡回を希望する施設が増えているのに対し、早期療育を実施する体制が十分でないことが課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基にして、2020 年度（平成 32 年度）は巡回回数を 160 回と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、民間保育所等に対する事業の周知に努めます。

（年間延べ支援回数）

	利用実績		見込み量		
	2016 年度 （平成 28 年度）	2017 年度 （平成 29 年度）	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
回数	131 回	148 回	152 回	156 回	160 回

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑥　その他市の福祉事業

①　障害児・者生活サポート事業

心身障がいのある人に対して、一時預かり、派遣による介護、外出援助などのサービスを提供する事業です。

対象者

市内に住所を有する人で

a. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

b. 知的障害、発達障害を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人

C. 難病等（特殊疾病を含む）と認定された人

事業所数

平成 27 年度　22 か所　　平成 28 年度　19 か所

現状と課題

利用実績が、第 4 期計画の見込み量を下回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量年間実利用者数 216 人）。障がいのある児童については、世帯の生計中心者の課税状況により利用料補助があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

本事業は、緊急時などにおいて利用しやすいサービスであり、今後も需要があると予想されるため、2020 年度（平成 32 年度）は 176 人の利用を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業の周知を図るとともに、事業の弾力的な運用・継続に努めます。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	168 人	152 人	164 人	176 人	176 人	176 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	７か所

※その他、他市町にある事業所 13 か所と契約

② 全身性障害者介護人派遣事業

独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がいのある人に対して、外出援助等を行う介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大及び社会参加を図るための事業です。

対象者　市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている１８歳以上の在宅の全身性障がいのある人で、その障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当する人及び脳性まひによる障害の程度が１級の人

利用時間　派遣対象者１人１月６４時間まで

現状と課題

日常会話が困難な全身性障がいのある人にとって、身近な人に介護を頼めることから、障害福祉サービス事業所のホームヘルパーよりも独立自活を目指すうえで利用しやすいので、今後も継続してほしいという意見がありました。

今後の方針と見込み量確保のための方策

実績で利用者は減少していますが、全身性障がいのある人において利用しやすいサービスであり、今後も需要があると予想されるため、2020 年度（平成 32 年度）は 22 人の利用を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業の周知を図るとともに、事業の弾力的な運用・継続に努めます。

（介護人派遣者数：年間）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	18 人	18 人	19 人	20 人	21 人	22 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

（介護人派遣利用時間：1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
時間	619 時間	647 時間	670 時間	700 時間	735 時間	770 時間

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

③ 福祉タクシー券・自動車燃料助成事業

重度の障がいのある人の移動を支援するために、タクシー券または燃料券を交付する事業です。

対象者

a. 身体障害者手帳　１級、２級、３級の交付を受けている人
b. 療育手帳　Ⓐ、Ａ、Ｂの交付を受けている人
c. 精神障害者保健福祉手帳　１級の交付を受けている人
d. 戦傷病者手帳　特別項症から第３項症の交付を受けている人

補助額

a. タクシー利用券１枚につき、初乗運賃相当額を補助
（１人年間 20 枚まで）
b. 自動車燃料費助成券１枚につき、1,460 円分を補助
（１人年間 10 枚まで・タクシー利用券と同等額）

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量を下回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 68,889 枚）。

今後の方針と見込み量確保のための方策

対象者数、利用実績ともに横ばいとなっていることを基に、2020 年度（平成 32 年度）は 62,470 枚を見込みました。

（交付枚数）

		利用実績			見込み量		
		2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
利用枚数	タクシー券	34,005	33,687	34,103	34,518	34,529	34,545
	燃料券	27,739	27,838	27,870	27,902	27,911	27,925
	合計	61,744	61,525	61,973	62,420	62,440	62,470

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

※対象者数　平成 27 年４月 ・・・ 6,297 人
平成 28 年４月 ・・・ 6,295 人　２人減
平成 29 年４月 ・・・ 6,302 人　７人増

④ 寝具乾燥サービス事業

身体障害者手帳の交付を受けている寝たきりの状態の人が使用している寝具の乾燥などを行う事業です。

現 状 と 課 題

事業の周知は行っていますが、利用者がいない状況です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

高齢者福祉サービスでも同様のサービスを行っていますが、障がいのある人にも必要な事業であることから、2020 年度（平成 32 年度）は 12 回分を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業の周知を図ります。

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
回数	0 回	0 回	12 回	12 回	12 回	12 回
人数	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑤ 言語障害児指導事業

言語に障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより、構音障害の軽減や言語発達の促進等を援助する事業です。

対象者　おおむね３歳から小学校就学前の児童

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量を大きく上回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 165 人）。

引き続き、小学校入学後の通級指導教室などとの連携を強化する必要があります。

今後の方針と見込み量確保のための方策

本事業は、保育所等訪問支援や発達支援巡回指導などの実施に伴い、今後も需要が増えると予想されることから 2020 年度（平成 32 年度）は 226 人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、保育所等訪問支援や発達支援巡回指導及び３歳児検診などにおいて障害が発見された場合に、この事業の紹介を行うなど、事業の周知に努めます。

（在籍者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人数	178 人	188 人	198 人	207 人	216 人	226 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

⑥ リフト付自動車貸出事業

車いすに乗ったまま走行できるリフト付自動車の貸出しを行う事業です。
（１人年間 36 回まで）

対象者　車いすの使用を必要とする肢体不自由者で、身体障害者手帳１級から３級の交付を受けている人

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込み量を下回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 150 回、利用者数 115 人）。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績と潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は延利用回数を 120 回、利用者数を 92 人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業の周知を図ります。

（年間実利用者数）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
回数	108 回	117 回	110 回	112 回	116 回	120 回
人数	86 人	83 人	84 人	86 人	89 人	92 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

（7）自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために地域の課題を整理し地域に合わせた施策の提言をまとめることを目的として設置している協議会です。

本市の自立支援協議会は、相談支援事業所や福祉関係機関・団体に所属されている方、学識経験を有する方、公募の方などを委員として、平成 19 年１月に設置しました。

１期を２年とし、現在第６期の運営を行っています。

現状と課題

2017 年（平成 29 年）４月現在、専門部会として「事業所部会」、「相談支援部会」、「こども教育部会」、「くらし防災部会」「権利擁護部会」を設置し、専門的な協議や課題の抽出などを行っています。

また、専門部会の他に当事者も参加対象とした自立支援協議会の周知及び春日部市における障害者福祉支援体制の情報共有と学習機会の場を設けるため、「地域福祉連絡会」を設置しています。

今後も、部会活動、計画策定関連の活動などから見えてくる実態を基に、地域の支援体制の整備に向けた具体的な方策を検討するために、中核的な役割を担う必要性があります。

今後の方針と方策

2018 年度（平成 30 年度）以降も自立支援協議会は、障がいのある人への支援を効果的に進めるために、相談支援事業所を含めた関係機関によるネットワークの構築や地域障害者福祉のシステムづくりを進める中核的な役割を担います。

第５期の障害福祉計画期間においては、

① 各専門部会と地域福祉連絡会を活用し、サービス事業者間のネットワークを構築すること

② 相談支援とサービス提供事業者の連携を強化すること

③ 自立支援協議会の活動を広く周知するための広報活動を充実すること

④ 障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況について継続的な評価をすること

などを進めていきます。

	開催実績			開催見込		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
実施の有無	実施(3 回)	実施(4 回)	実施（4 回）	実施	実施	実施

春日部市自立支援協議会（第６期）ついて

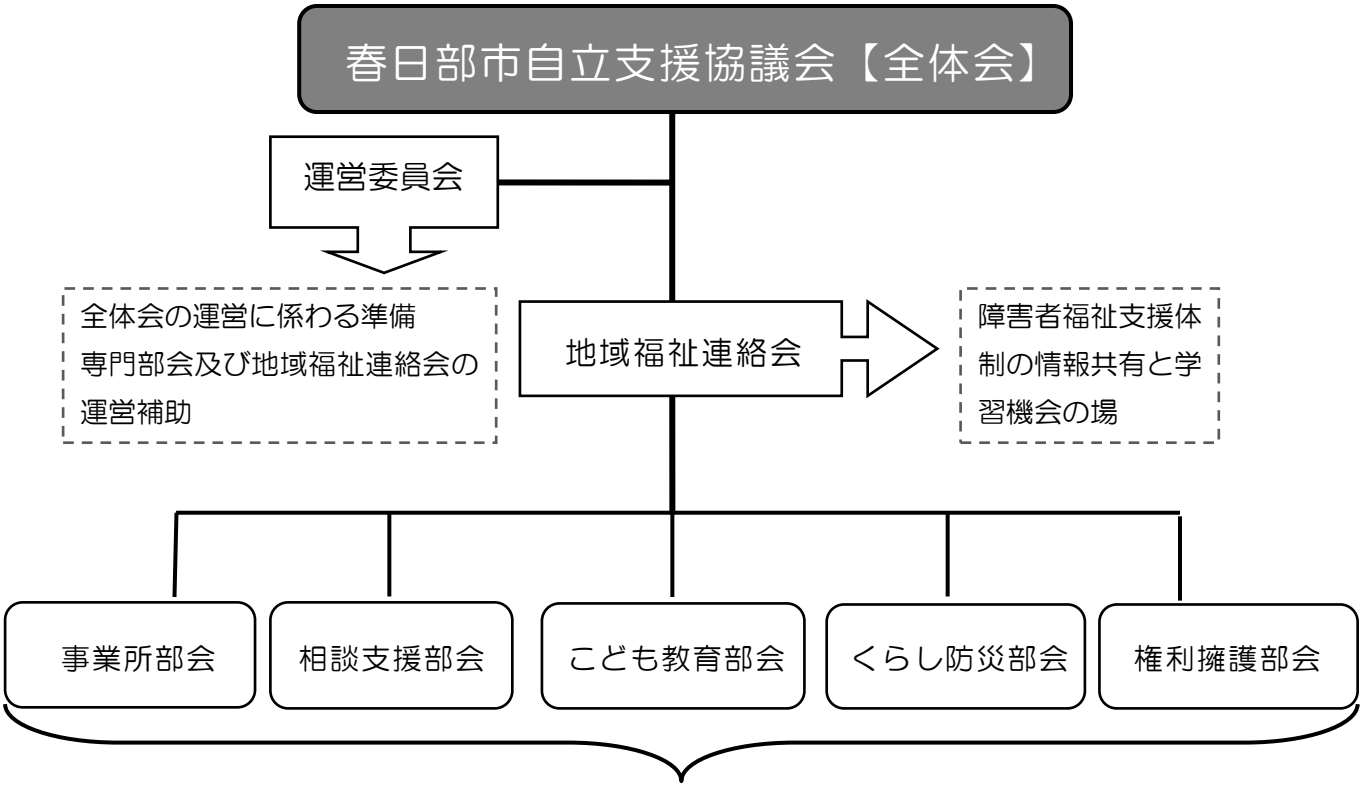

■専門部会■

① 専門部会活動の共通視点

a. みんなの声を聴く（傾聴・把握）

b. 障がいのある人の支援に係わる課題解消（協働・提言）

c. 障害者計画・障害福祉計画の進捗把握（検証）

d. 新たな社会資源づくり（創出）

② 事業所部会

現場実践報告、テーマ設定による支援者の学習会などを行います。

③ 相談支援部会

情報共有及び学習、市内相談支援体制の構築、相談の質の向上を目的とします。

④ こども教育部会

障がいのある児童の支援者間での連携と情報共有などを行います。

⑤ くらし防災部会

障がいのある人の支援関係の地域ネットワークづくりなどを行います。

⑥権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）

障がい者への差別や相談に係る事案の情報共有と解決の後押しをするための協議を行います。

３ 児童福祉法に基づくサービス

障がいのある児童の支援については、身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要なことから、重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について、2012 年（平成２４年）４月から児童福祉法に基づくサービスに一元化されました。

児童福祉法に基づき提供されるサービスは、障害児通所支援、障害児相談支援と障害児入所支援の３つに大別されます。

障害児入所支援については都道府県がサービスを提供し、市町村は障害児通所支援及び障害児相談支援のサービスを提供しています。

○障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

○障害児相談支援

- 障害児相談支援

○埼玉県で取り組む事業

- 障害児入所支援

※　2018 年（平成 30 年）４月から、高齢者と障がいのある人が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」が創設されます。

４　児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の見込み量

（1）児童発達支援

未就学の、障がいのある児童（身体、知的、精神（発達障害及び高次脳機能障害を含む））に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

現 状 と 課 題

当事業のサービス提供事業者が市内で新規に開所した影響もあり、利用実績が、第４期計画の見込み量より高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 765 人日分、51 人）。障がいのある児童の保護者等から、生活面、学習面それぞれに関する幅広い相談が増えています。

また、医療的ケアが必要な児童がいることや、障害の早期発見、早期療育が課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

身近な地域でサービスが受けられる支援体制を促進するため、利用実績を基に 2020 年度（平成 32 年度）は、108 人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、サービス内容の周知に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	713 人日分	887 人日分	1,128 人日分	1,269 人日分	1,396 人日分	1,523 人日分
人	53 人	66 人	80 人	90 人	99 人	108 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	８か所

※児童発達支援センター２か所を含みます

（2）医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練、若しくは医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。

現状と課題

2015 年度（平成 27 年度）、2016 年度（平成 28 年度）は利用実績がありませんでした。

市内に事業所がないため、市外の事業所の利用をしなければならないことが、課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

本サービスの見込み量の確保にあたっては、今後も、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	0 人日分	0 人日分	12 人日分	24 人日分	24 人日分	36 日分
人	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人	3 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	0 か所

（3）放課後等デイサービス

通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための支援をします。

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に、就学している障がいのある児童が対象となります。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

現 状 と 課 題

当事業のサービス提供事業者が市内で増加した影響もあり、利用実績が、第４期計画の見込み量より高い数値になっています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量 1,908 人日分、159 人）。放課後や夏休み等における支援の充実を求める声が多く、居場所の確保が課題となっています。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基にして、2020 年度（平成 32 年度）は 295 人を見込みました。

今後も事業所と連携しながら、サービス内容の周知に努めます。

（1 月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	1,696 人日分	2,246 人日分	2,520 人日分	2,800 人日分	3,080 人日分	3,304 人日分
人	155 人	194 人	225 人	250 人	275 人	295 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	16 か所

（4）保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童本人に対して、集団生活に適応するための専門的な支援、訓練等を行うとともに、訪問先の施設の職員に対して、障がいのある児童の特性に応じた支援内容やかかわり方について助言等をすることにより、集団生活の安定した運営を支援します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

現 状 と 課 題

利用実績が、第４期計画の見込みをわずかに上回っています（2016 年度（平成 28 年度）見込み量２人日分、２人）。

引き続き、保育所等に通う障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための支援が必要です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基にして、2020 年度（平成 32 年度）は６人を見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業所と連携しながら事業の周知を図ります。

（１月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人日分	4 人日分	4 人日分	4 人日分	5 人日分	6 人日分	6 人日分
人	4 人	4 人	4 人	5 人	6 人	6 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	２か所

（5）居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあって、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の支援を行います。

現状と課題

2018 年度（平成３０年度）からの事業です。外出が困難な重度の障がいのある児童の発達を支援するうえで重要な事業ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

医療的ケアが必要な障がいのある児童の人数及び潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は利用者数を３人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

（１月あたり）

	見込み量		
	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
人	1 人	2 人	3 人

市内事業所数	0 か所

（6）障害児相談支援

障がいのある児童が、障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

現状と課題

利用実績が、第４期計画の見込み量を下回っています（第４期 2016 年度（平成 28 年度）見込み量、利用者数 18 人、作成者数 140 人）。

現状では、計画相談支援を利用せずに、障がいのある児童の保護者等が計画を作成している状況が少なくありません。

今後の方針と見込み量確保のための方策

利用実績を基にして、2020 年度（平成 32 年度）は利用者数 16 人を見込みました。

利用者の見込み量については、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、作成者数の累積については、サービス利用者等自身で作成した計画数を除いた見込み量となっています。

見込み量の確保にあたっては、事業所と連携しながら事業の周知に努めます。

（利用者数：１月あたり）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人	7 人	8 人	10 人	12 人	14 人	16 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

（作成者数：累積）

	利用実績			見込み量		
	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）	2018 年度（平成 30 年度）	2019 年度（平成 31 年度）	2020 年度（平成 32 年度）
人	48 人	50 人	55 人	60 人	75 人	90 人

※2017 年度（平成 29 年度）は見込み数

市内事業所数	２か所

（7）その他の障害児支援

①医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築

医療的ケアが必要な障がいのある児童に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を円滑に受けられるよう調整するコーディネーターの設置を促進するものです。

埼玉県では、2017 年度（平成２９年度）からコーディネーター養成研修が開始されています。

現 状 と 課 題

コーディネーターを設置後の、運営に向けた体制整備が十分でないことが課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

医療的ケアが必要な障がいのある児童の人数及び潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）はコーディネーターの配置人数を１人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、養成研修の受講などをすすめます。

（配置人数）

	見込み量		
	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
人	－	１人	１人

②子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れ体制を整備するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

現 状 と 課 題

本市では現在のところ、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある児童について、可能な限り受け入れをしています。障がいのある児童の特性に応じた支援をするため、受け入れる施設の職員の知識の向上が課題です。

今後の方針と見込み量確保のための方策

障害児通所支援、障害児相談支援の利用実績及び潜在的需要を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）は、受入れ人数を 42 人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、障がいのある児童を受け入れる施設の職員や児童の保護者などの、集団生活への不安や負担の軽減を図るため、子どもの発達支援巡回事業や保育所等訪問支援事業の周知と充実に努めます。

（年間受入れ人数）

種　別	見込み量		
	2018 年度 （平成 30 年度）	2019 年度 （平成 31 年度）	2020 年度 （平成 32 年度）
保育施設（認定子ども園含む）	7 人	10 人	12 人
放課後児童健全育成事業	32 人	31 人	30 人

第５　計画の調査、分析及び評価

計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要です。

2013 年（平成 25 年）４月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること及びその他の必要な措置を講じること（ＰＤＣＡサイクル）とされています。

（ＰＤＣＡサイクルのイメージ）

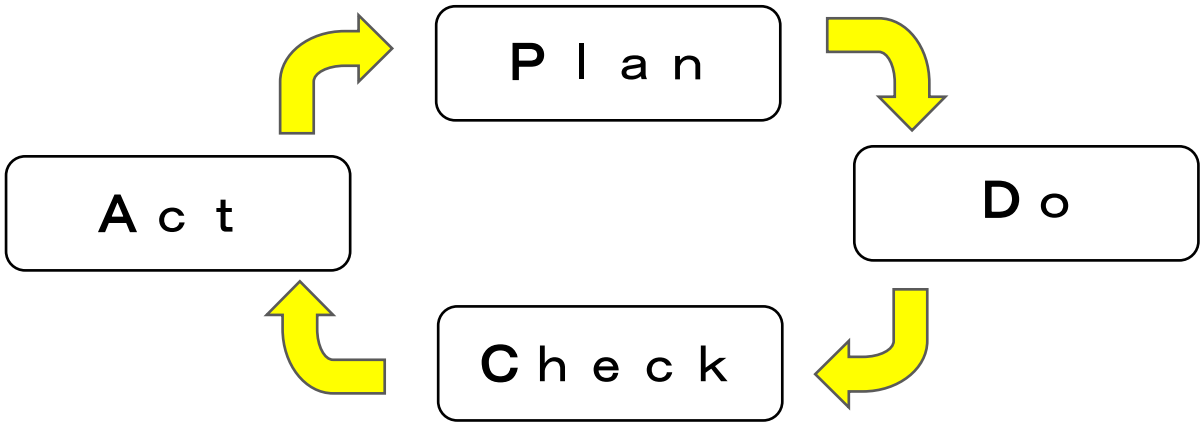

Ｐｌａｎ　（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Ｄｏ　（実行）	計画に基づき活動を実行する
Ｃｈｅｃｋ（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
Ａｃｔ　（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第５期計画において、これらのＰＤＣＡサイクルのプロセスに基づき、少なくとも年１回は実績を把握するとともに、春日部市自立支援協議会と連携し、調査、分析及び評価を行っていきます。

資　料　編

1　策定体制

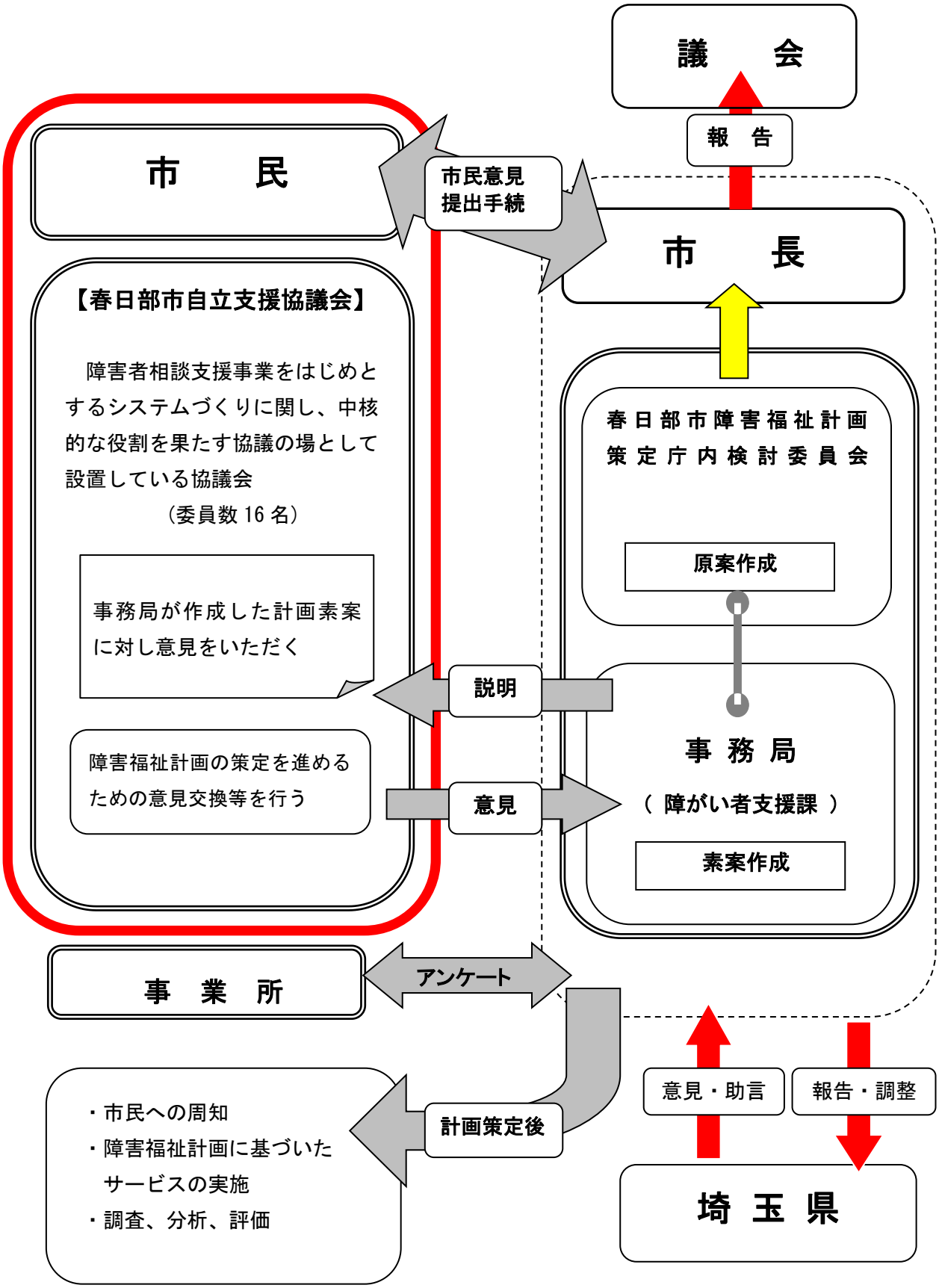
議　会
報　告
市　民
市民意見
提出手続
市　長
【春日部市自立支援協議会】
障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置している協議会
（委員数 16 名）
事務局が作成した計画素案に対し意見をいただく
障害福祉計画の策定を進めるための意見交換等を行う
説明
意見
春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会
原案作成
事　務　局
（ 障がい者支援課 ）
素案作成
事　業　所
アンケート
・市民への周知
・障害福祉計画に基づいたサービスの実施
・調査、分析、評価
計画策定後
意見・助言
報告・調整
埼　玉　県

２　策定の経緯

日　　程		内　　容
平成２９年	５月24日	春日部市自立支援協議会（１回目） ○　第５期障害福祉計画の策定方法などについて
	８月３日 ～ 18日	事業所アンケート調査の実施
	９月２８日	春日部市自立支援協議会（２回目） ○　第５期障害福祉計画（試案）の作成について
	１０月31日	春日部市自立支援協議会（３回目） ○　第５期障害福祉計画（素案）の作成について
	１１月　７日	春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会（１回目） ○　第５期春日部市障害福祉計画（案）についての協議
	１２月１日 ～ １月４日	市民意見提出手続
平成30年	２月　６日	春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会（２回目） ○　第５期春日部市障害福祉計画（案）について
	２月２６日	第５期春日部市障害福祉計画の策定（市長決裁）

３　春日部市自立支援協議会要綱

（設置）

第１条　障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を設けるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき春日部市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

⑴ 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。

⑵ 困難事例への対応のあり方に関すること。

⑶ 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

⑷ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条に規定する市の障害福祉計画に関すること。

⑸ その他協議会が必要と認めた事項

（組織）

第３条　協議会は、委員１６人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

⑴ 知識及び経験を有する者

⑵ 関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族

⑶ 障害者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者

⑷ その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（委員の報酬）

第７条　委員の報酬は、無償とする。

（運営委員会）

第８条　協議会の運営にかかる調整を行うため、協議会のうちに運営委員会を置く。

２　運営委員会の委員（以下「委員会委員」という。）は、委員のうちから会長が指名する。

（運営委員会の組織）

第９条　運営委員会は、委員長、副委員長及び委員会委員若干人をもって組織する。

（委員長及び副委員長）
第１０条　委員長は、委員会委員の互選によりこれを定める。
２　委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（運営委員会の会議）
第１１条　運営委員会の会議は、委員長が招集する。
２　運営委員会の会議は、委員会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
（部会）
第１２条　協議会は、調査及び研究を行わせるため必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。
（意見聴取等）
第１３条　協議会、運営委員会及び部会は、審議のため必要があると認めるときは、委員、委員会委員又は部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第１４条　協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。
（その他）
第１５条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２６年１１月１９日から施行する。

（春日部市自立支援協議会要綱の廃止）
２　春日部市自立支援協議会要綱（平成２５年３月２９日制定）は、廃止する。

４　春日部市自立支援協議会委員名簿

【任期 平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで】　※順不同敬称略

	氏　　名	選　出　母　体	備　　考
1	岩井　清司	一般社団法人 春日部市身体障害者福祉会	
2	小山　弘之	春日部市腎臓病患者友の会	
3	多賀　久仁子	春日部市聴力障害者協会	
4	羽鳥　一子	春日部市手をつなぐ親の会	
5	神田　恵子	春日部特別支援学校ＰＴＡ 春日部地区	
6	小島　摩理	宮代特別支援学校ＰＴＡ 春日部地区推進部	
7	清水　明	春日部市精神保健福祉施設連絡会	会　長
8	岡田　隆志	埼玉県春日部保健所	
9	小泉　晋一	共栄大学	
10	金重　光江	春日部市民生委員・児童委員協議会	
11	栗島　尚	社会福祉法人 ともに福祉会	
12	山家　麻希子	医療法人 社団双里会 障害者生活支援センター　たけさと	
13	吉原　満	社会福祉法人 つぐみ共生会	
14	古橋　政弘	社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会	副会長
15	藤崎　稔	一般公募	
16	井手　篤	一般公募	

５　春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会要綱

（設置）

第１条　本市の障害福祉計画を策定するため、春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴ 障害福祉計画の策定に関すること。

⑵ その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

２　委員長は、福祉部次長をもって充てる。

３　副委員長は、障がい者支援課長をもって充てる。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第６条　委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

（春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会要綱の廃止）

２　春日部市障害福祉計画策定庁内検討委員会要綱（平成２０年4月28日制定）は、廃止する。

別表（第３条関係）

政策課長　財政課長　総務課長　市民参加推進課長　高齢者支援課長
子育て支援課長　保育課長　健康課長　介護保険課長　商工観光課長
建築課長　福祉課長　指導課長　社会教育課長

６　障害福祉事業所等へのアンケート結果について

平成２９年８月に市内の障害福祉事業所等へアンケート調査を行いました。その結果については次のとおりです。

（１）訪問系

居宅介護 行動援護	・重心の方の入浴支援では座位が取れないため、ヘルパーはご本人をかかえて湯船に入っているが、感染の不安を持っている。誰でも使える機械浴槽のある施設が市内に欲しい。 ・入浴の支援等は時間帯が重なりやすく、ヘルパーが足りない状況。求人広告に掲載しても問い合わせすら無いので、市でヘルパーを斡旋する仕組みを作って欲しい。 ・行動障害の方の外出支援では、外出先でパニックになってしまうことがあるため、ヘルパーは不安を抱えている。 ・入所施設への送迎支援を行っているが県外など遠方に行くことも多く、春日部市内に入所施設があれば利用者の負担も減ると思うので、市内へ入所施設の設置をして欲しい。

（２）日中活動系

生活介護	・新規事業立ち上げの際、近隣住民の同意形成が困難。 ・利用者や職員の急な退所が不安。 ・お風呂等の公共施設を利用している際、一般客から受ける冷たい視線や言葉が辛い時がある。 ・今後利用者の年齢が上がることで、親御さんの年齢も上がることに伴い、将来グループホームと一体化した運営をどのように実現させていくかが課題。 ・自分の思いを自分で伝えることができない利用者の希望を、どのように把握し、どのように支援能力を高めていくかが課題。 ・障害の重い人は行動範囲が広いため、広い空間が必要となるが、補助金の範囲内で運営しているため事業所を広げることが困難。また、職員の賃金をセーブせざるを得ないため、人員が不足している。 ・国の方針である地域包括ケアシステムに対して、どのような対応をするのか策定内容に示して欲しい。 ・近隣の市町村には入所施設があるが春日部市にはないため、入所施設の建設を考えて欲しい。
就労移行支援	・支援と授産事業の拡大（発展／工賃ＵＰ）のバランスを取りながら運営しているが、スタッフが疲弊してしまうこともある。 そのため、スタッフの質向上やモチベーションＵＰのための工夫、授産事業へのフォロー等があると良いと思う。 ・コミュニケーションに力を入れカリキュラムを行っているが、提携実習機関がなく、カリキュラムで学んだことを実践できる場がないため、実習先の開拓が課題。 ・就労継続支援Ａ型を安易に利用してしまう流れを止めるべき。就労継続支援Ａ型は、就労移行などを利用した後の最後の選択肢として活用すべき。 ただし、障がいの種別や程度により、この限りではない。
就労継続支援 Ａ型	・利用者の作業提供の場の増加が課題。 ・施設外作業のための受け入れ企業の確保が課題。

就労継続支援Ｂ型	・支援と授産事業の拡大（発展／工賃ＵＰ）のバランスを取りながら運営しているが、スタッフが疲弊してしまうこともある。 そのため、スタッフの質向上やモチベーションＵＰのための工夫、授産事業へのフォロー等があると良いと思う。 ・人材育成や経験や資格がある人材の確保が課題。 ・利用者の通所が安定しないため、運営費が安定しない。 ・就労継続支援Ａ型からＢ型へ異動しにくいことがあるため、事業所ごとに情報共有を行い、就労できなかった人が就労継続支援Ｂ型などを利用しやすくなれば良いと思う。 ・新規事業立ち上げの際、近隣住民の同意形成が困難。 ・国の方針である地域包括ケアシステムに対して、どのような対応をするのか策定内容に示して欲しい。

（３）居住系

共同生活援助（グループホーム）	・利用者家族の高齢化が進み、ホームの３６５日開所が必要となってきているが、人手不足等によりなかなか実現できない。 ・報酬単価が安く、職員の生活が厳しい。 ・人員確保が難しい。 ・医療的ケアを充実させることが難しく、対応が困難な場合がある。 ・グループホームだけでは対応が困難なため、必要なときに利用できるショートステイ設備が整った入所施設が欲しい。 ・春日部市で紹介制度、派遣（登録）制度を行うなど、人の問題を積極的に支援して欲しい。

（４）地域生活支援事業

相談支援事業	・人員配置と委託金の問題により、圧倒的なマンパワー不足。サービスの質を維持することが難しい。 ・春日部市全体の福祉（高齢、児童等含む）の地域力の低さが、様々な形で表面化している。一機関で対応することが難しい場合でも、他の機関と連携が取れないケースが増えている。 ・人材確保、育成、運営費の確保等が難しい。 ・他事業所との連携等が難しい。 ・相談支援専門員の初任者研修、現任者研修の受講資格が５年～１０年のため、計画相談やモニタリングが追いつかない。 ・サービス給付に関する審査会が月１回のため、現に困っているニーズに追いつかない。せめて、月３回、チーム制で開催してもらいたい。 ・計画策定後は市が定期的に検証、改善を行い、意味のある計画にして欲しい。
地域活動支援センター	・人員配置と委託金の問題により、圧倒的なマンパワー不足。サービスの質を維持することが難しい。 ・春日部市全体の福祉（高齢、児童等含む）の地域力の低さが、様々な形で表面化している。一機関で対応することが難しい場合でも、他の機関と連携が取れないケースが増えている。 ・求人を出しているが、提示できる給与が少ないため応募がない。新たに入職を考える人が、将来の安定した生活を思い描けるような給与を支払える額の補助金を希望します。

地域活動支援センター	・利用者が安心して通所を継続するためにも、運営費、補助金の増額を希望します。 ・家賃や水道、光熱費、活動費を含めると職員の給与の手取りは低く、現状の補助金だけでは賄うことは難しい。 ・職員数がギリギリで手が足りない。今後、親亡き後の利用者の生活支援のベースとなる場と、時間、人を資源として有しており、今後も体制の問題は悩ましい状況である。 ・通所者やその家族の高齢化により、通所者本人の支援だけでなく、家族への支援も必要になってきている。 ・他事業所との連携が難しい。 ・障害者施策や計画を考えるにあたり、全てを自立支援協議会で行うことは無理だと思う。自立支援協議会だけではなく、別の組織を組み立てた方が良いと思う。 また、その場合は、委員に偏りがないよう、障がい当事者も障害種別によって、それぞれ加わって欲しい。

（5）障害児通所支援

児童発達支援 放課後等デイサービス	・利用できる場所（児童館等）が少ない。 ・提供可能な物件が圧倒的に少なく、不動産業者、貸主共に、障がい児が利用するためと伝えると断られるため、公的な建物の一部を施設として借りられるようお願いしたい。 ・資格保持者等の人員確保が難しい。 ・スケジュール的に、スキルアップ等のための研修への参加や、必要だと思う外部ネットワークへ参加することが難しい。 ・利用者の確保が困難。 ・安定した運営のためには職員の確保が不可欠だが、企業努力だけでは困難なため、市のほうからも人材の情報提供をお願いしたい。 ・人材や時間の確保、資金不足等の問題が解決すれば、利用者に対してもっとたくさん出来ることがある。 ・質の高い支援や取り組みを行っている事業所に対しては、報酬で評価して欲しい。 ・職員の継続性が低いこと、また、児童発達管理責任者研修を修了すると退職する人がいることから、その都度支援計画を再考する必要があり、安定性に欠けてしまう。 ・形式的なものではなく、市民の財産として、すべての市民が暮しやすい計画の策定及び推進を行って欲しい。

（6）その他の意見

市で実施している事業について

・成年後見制度利用支援について、実績がなくても必要としている障がい者がいるのが現状。そのため、申し立てまでつながらない実情を把握し、課題の分析が必要だと思う。そのうえで、制度の運用に向けた具体的な対策を打ち出していく必要がある。
・障害福祉サービス事業所に人件費、家賃等、運営費補助が必要。
・自立支援協議会を、もっと具体的な事例を検討する場にして欲しい。また、専門部会に偏りがある。委員や部会参加者にもっと当事者を入れるべき。
・全身性介護人派遣事業を継続して欲しい。知的障がい者にも全身性介護人派遣事業が必要。

・日中一時支援事業について、７日間の上限は少ない。
・自立支援協議会の役割りが分かりづらく、情報が少ない。自立支援協議会でどのような議題が挙がり、話し合われているのか知りたい。
・福祉タクシー券・自動車燃料費助成事業について、制度の充実を図って欲しい。
・福祉タクシー券を増やして欲しい。また、燃料券を使えるスタンドが少なくなっているが、セルフのスタンドでも使用できるようにして欲しい。
・自動車運転免許取得・自動車改造助成事業の対象者を障がい者本人だけでなく、家族に障がい者がいる場合、その家族も対象にして欲しい。
・自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会に、もっと当事者を入れて欲しい。

訪問系サービスについて

・ヘルパーさんによって、サービスの質が違いすぎる。
・精神疾患で病状が不安定な場合、相談で同行が必要な場合は大幅に時間が取られてしまうため、同行援護が使えると良い。
・居宅介護はマンツーマンの支援なので、重身や行動傷害のある方にはヘルパーのスキルがかなり求められる。しかし、登録ヘルパーやパート等では求人を出しても全く応募がない。そのため、正規職員として雇用できるくらいの報酬単価の見直しが必要。
・行動援護について、ニーズは高いが、それに応じられる人材が不足している。そのため、運営の財政的支援や報酬単価の見直しが必要。
・居宅介護を土日に利用したくても、ヘルパーさんが不足していて利用できない。

日中活動系サービスについて

・短期入所や就労移行支援等は、利用者自己負担額に対する補助が必要（特に配偶者がいる方）。
・市の就労支援センターの人員増が必要。
・就労継続支援Ａ型が制度改正等により運営が厳しくなり、事業を撤退した場合、行き場がなくなった利用者をどうするのか。
・春日部市以外の利用者を受け入れているが、認定区分判定を市町村で統一して欲しい。
・区分６に該当する方が、区分４、５であることが多い。人件費、最低賃金に合わせて給与を支払うと、今の報酬では毎月赤字になってしまう。
・人員の確保が困難。家賃補助等の財政的支援があると助かる。
・短期入所ができる場所を市内に確保して欲しい。
・春日部市は、肢体不自由の人が通える施設が不足している。
・緊急時に利用できる場所が市内に欲しい。
・療養介護について、市内に重心の方が通える場所がないが、病院とのリンクが必要になる。短期入所も含めた重心の方の市内での受け入れ先となる機能を設置して欲しい。
・短期入所について、春日部市内の設置のニーズは高いので設置は必須。
・どのような事業所から一般就労者が何人出ているのかを、具体的に知りたい。そこから課題を分析しなければ、就職に向けた対策が見えてこないと思う。また、事業所の問題だけではなく、就労支援システムの問題もあると思う。障害福祉計画には、就労支援センターについての記載も必要だと思う。

居住系サービスについて

- 親亡き後になってからではなく、ステップアップできるように「一人暮らしができる」と自信を持てる居住系サービスがあると良い。
- 精神障がい者は区分では見えない生活のしづらさがあるため、そこを考慮して、認定区分の見直しをして欲しい。
- 利用者の高齢化に伴い、３６５日営業を目指したいと考えているが、人員の確保が最大の難関であり、具体的計画に至らない。また、単独での黒字運営が困難であり不安が残る。そのため、運営の財政的支援や報酬単価の見直しが必要。
- グループホームの新設を考えたが、財政面で難しい。グループホームの新設に、財政面で支援を考えていただきたい。
- グループホームのスプリンクラー設置に補助金があると助かります。
- 親亡き後の居場所として、市内に利用できるグループホームを増やして欲しい。
- 市内に障がい児を対象とした入居施設がなく、要望しても平行線のままで建設に至っていない。何が足りなく何が必要なのか、もう少し理解して欲しい。
- 入所施設について、市内に１箇所は必要なため、公設、民営という形も含め、検討する必要がある。

相談支援事業について

- 相談内容の質を上げるために、また、人材や活動時間確保のために、報酬単価の補助が欲しい。
- 報酬が低くて単独で事業運営が困難であるという実態を、市からの補助等で変えていく必要がある。
- 相談支援事業は一般的にまだあまり知られていないと思うので、周知が必要。
- 春日部は相談支援事業所に対して一律の委託料だが、他市は計画の作成数で委託料を支出している。相談を受ければ、計画だけにとどまらず、施設を探す、通院に同行する、銀行に同行する、施設見学に行く等の費用がかかり、事業所持ち出しで対応している状況がある。

地域活動センターについて

- 現在の補助金では運営が厳しいため、補助金の見直しが必要。
- 多様なニーズに対応するためには、現在の箇所数や職員数では難しい。市として、運営費の増額等、具体的な対策の検討が必要。

障害児通所支援について

- 質の高い支援を、報酬で評価できるような仕組みが必要。
- 国や県が求める有資格の職員を確保するには、処遇を高めることも必要。保育園職員の処遇の見直しをするのであれば、同じく放課後等デイサービスの職員の処遇の見直しも必要だと思う。
- スケジュール的に、スキルアップ等のための研修への参加や外部のネットワークに参加することが難しい。
- 市役所との連携や他施設との情報交換等が必要。
- 重度の障がい児が通える施設がない。

その他

- 障がい者を取り巻く法制度は極めて複雑多岐にわたっているため、今後、市内の多数の障害者団体等を対象にした研修、啓発活動会議等を実施して欲しい。
- バリアフリー新法や県条例に基づき、歩道の整備や歩道と道路との段差解消等を行って欲しい。
- 保護者の高齢化により障がい者本人の生活の場が問題になっているため、市内に入所施設の建設が難しいのであれば、グループホーム等の支援を積極的にお願いしたい。
- 親亡き後の支援は障がい者一人ひとり違うと思うので、その推進体制の検討が必要。
- 障がい者とその家族に対して多くの事業や支援があることや、どのように活用すれば良いのか、あまり知られていないと思う。また、周知も大切だが、当事者や家族も今以上に関心を持つことが必要だと思う。
- 地域移行支援について、件数やその理由の分析が必要。今後、地域包括ケアシステムを検討していくうえでも現在の課題を明確にして、具体的な方策を取る必要がある。

春日部市

第５期 春日部市障害福祉計画

発　行　　春日部市
編　集　　福祉部障がい者支援課
作　成　　2018 年（平成 30 年）3月

〒344-8577 春日部市中央六丁目２番地
電話：048-736-1111（代表）
ＦＡＸ：048-734-1294